

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙１－２から別紙１－６、別紙１－８、別紙１－９、別紙１－１２から別紙１－１６、別紙１－１９、別紙１－２０、別紙１－２２、別紙１－２４から別紙１－３１、別紙１－３４、別紙１－３５、別紙１－３７から別紙１－４２、別紙１－４４、別紙１－４６、別紙１－４７、別紙１－５１、別紙１－５４から別紙１－５６、別紙１－５８、別紙１－６２、別紙１－６４、別紙１－６７から別紙１－７０、別紙１－７３、別紙１－７４、別紙１－７７、別紙１－７８、別紙１－８１、別紙１－９１、別紙１－９８、別紙１－１００から別紙１－１０４を次のとおり改める。

別紙1－2

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(滋賀県大津市上田上牧町から京都府城陽市寺田金尾まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 滋賀県大津市上田上牧町 から
 京都府城陽市寺田金尾 まで

(ロ) 延 長 25.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県大津市 上田上牧町	から	120	25.1	
京都府城陽市 寺田金尾	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
滋賀県大津市 上田上牧町 から 京都府城陽市 寺田金尾 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道307号	京都府綴喜郡 宇治田原町大字郷之口	立体接続	宇治田原インターチェンジ(仮称)
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション(仮称)
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

334, 115 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	5 年	12 月	4 日
②工事の完成予定年月日	平成	36 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

396, 450 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 378, 915 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

**(京都府城陽市寺田金尾から京都府八幡市美濃山荒坂まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府城陽市寺田金尾 から
 京都府八幡市美濃山荒坂 まで

(ロ) 延 長 3.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府城陽市 寺田金尾	から	120	3.5	
京都府八幡市 美濃山荒坂	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府城陽市 寺田金尾 から 京都府八幡市 美濃山荒坂 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション(仮称)
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽インターチェンジ(仮称)
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡ジャンクション(仮称)
府道八幡インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

108, 804 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10 年	1 月	20 日
②工事の完成予定年月日	平成	29 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

105, 681 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 101, 614 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(京都府八幡市美濃山荒坂から大阪府高槻市原まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府八幡市美濃山荒坂 から
 大阪府高槻市原 まで

(ロ) 延 長 10.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府八幡市 美濃山荒坂 大阪府高槻市 原	から まで	120	10.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府八幡市 美濃山荒坂 から 大阪府高槻市 原 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡ジャンクション(仮称)
府道八幡インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

362,457 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 36 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

435, 006 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 415, 772 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(大阪府高槻市原から大阪府箕面市下止々呂美まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府高槻市原 から
 大阪府箕面市下止々呂美 まで

(ロ) 延 長 18.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府高槻市 原	から	120	18.0	
大阪府箕面市 下止々呂美	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府高槻市 原 から 大阪府箕面市 下止々呂美 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中道自動車道 西宮線	大阪府高槻市 成合南の町	立体接続	高槻第二ジャンクション(仮称)
府道伏見柳谷高槻線	大阪府高槻市 成合	立体接続	高槻インターチェンジ(仮称)
府道茨木摂津線	大阪府茨木市 千提寺	立体接続	茨木北インターチェンジ(仮称)
一般国道423号	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

384, 681 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	12 年	1 月	12 日
②工事の完成予定年月日	平成	31 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

430, 059 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 416, 084 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

**(大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府箕面市下止々呂美 から
 兵庫県神戸市北区八多町 まで

(ロ) 延 長 22.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府箕面市 下止々呂美 兵庫県神戸市 北区八多町	から まで	120	22.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府箕面市 下止々呂美 から 兵庫県神戸市 北区八多町 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道423号	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面インターチェンジ(仮称)
県道川西インター線	兵庫県川西市 西畦野	立体接続	川西インターチェンジ(仮称)
中国縦貫自動車道	兵庫県神戸市 北区八多町	立体接続	神戸ジャンクション
山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市 北区八多町	平面接続	神戸ジャンクション

(4) 工事予算

389, 096 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日
②工事の完成予定年月日	平成	31 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

439, 674 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 430, 882 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(福井県小浜市岡津から福井県小浜市府中まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福井県小浜市岡津 から
 福井県小浜市府中 まで

(ロ) 延 長 11.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県小浜市 岡津	から	80	11.5	
福井県小浜市 府中	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福井県小浜市 岡津 から 福井県小浜市 府中 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- ー メートル (土工部)
- ー メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道 小浜綾部線	福井県小浜市 岡津	立体接続	小浜西インターチェンジ
県道小浜インター線	福井県小浜市 府中	立体接続	小浜インターチェンジ

(4) 工事予算

43, 273 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

- ①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日
- ②工事の完成年月日 平成 23 年 7 月 16 日 (供用開始)
- 平成 25 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

34, 746 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 34, 746 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 34, 001 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道姫路鳥取線

**(兵庫県たつの市新宮町角亀から兵庫県宍粟市山崎町市場まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 姫路鳥取線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県たつの市新宮町角亀 から
 兵庫県宍粟市山崎町市場 まで

(ロ) 延 長 11.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県たつの市 新宮町角亀	から	80	11.4	
兵庫県宍粟市 山崎町市場	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
兵庫県たつの市 新宮町角亀 から 兵庫県宍粟市 山崎町市場 まで	2 車線	4 車線	

用地買収については、現地条件等を勘案した上で、当面、暫定二車線施工に必要となる用地を取得するものとする。

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道播磨新宮インター線	兵庫県たつの市 新宮町光都三丁目	立体接続	播磨新宮インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県栗市 山崎町市場	立体接続	山崎ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

60, 626 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

72, 708 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 69, 560 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

**(徳島県徳島市北沖洲から徳島県徳島市川内町富久まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市北沖洲 から
 徳島県徳島市川内町富久 まで

(ロ) 延 長 4.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市 北沖洲	から	100	4.7	
徳島県徳島市 川内町富久	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県徳島市 北沖洲 から 徳島県徳島市 川内町富久 まで	2 車線	4 車線	

用地買収については、現地条件等を勘案した上で、当面、暫定二車線施工に必要となる用地を取得するものとする。

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県徳島市 北沖洲	平面接続	本線(新直轄)
県道徳島東インター線	徳島県徳島市 北沖洲	立体接続	徳島東インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

60,632 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 32 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

70,786 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 67,606 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

**(徳島県徳島市川内町鈴江東から徳島県鳴門市大津町大代まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市川内町鈴江東 から
 徳島県鳴門市大津町大代 まで

(ロ) 延 長 10.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市 川内町鈴江東	から	100	10.9	
徳島県鳴門市 大津町大代	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県徳島市 川内町鈴江東 から 徳島県鳴門市 大津町大代 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国縦貫自動車道	徳島県徳島市 川内町鈴江東	平面接続	本線
一般国道11号	徳島県徳島市 川内町沖島	立体接続	徳島インターチェンジ

(4) 工事予算

96, 844 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

108, 103 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 104, 483 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

**(福岡県京都郡苅田町大字雨窪から福岡県行橋市大字下検地まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県京都郡苅田町大字雨窪 から
 福岡県行橋市大字下検地 まで

(ロ) 延 長 8.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県京都郡 苅田町大字雨窪	から	100	8.6	
福岡県行橋市 大字下検地	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県京都郡 苅田町大字雨窪 から 福岡県行橋市 大字下検地 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道新北九州空港線	福岡県京都郡 苅田町大字雨窪	立体接続	苅田北九州空港インターチェンジ
一般国道201号	福岡県行橋市 大字吉国	平面接続	行橋インターチェンジ

(4) 工事予算

40,911 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 23 日(供用開始)
- 平成 27 年 3 月 30 日(残事業完了)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

42, 125 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 42, 125 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

**(福岡県行橋市大字下検地から福岡県京都郡みやこ町下原まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県行橋市大字下検地 から
 福岡県京都郡みやこ町下原 まで

(ロ) 延 長 7.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県行橋市 大字下検地	から	100	7.4	
福岡県京都郡 みやこ町下原	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県行橋市 大字下検地 から 福岡県京都郡 みやこ町下原 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道201号	福岡県行橋市 大字吉国	立体接続	行橋インターチェンジ
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県京都郡 みやこ町下原	立体接続	みやこ豊津インターチェンジ
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県京都郡 みやこ町下原	平面接続	本線

(4) 工事予算

45,830 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手(予定)年月日 平成 11 年 1 月 8 日
②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

52, 861 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 52, 336 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

**(福岡県築上郡築上町大字上ノ河内から大分県宇佐市大字山本まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県築上郡築上町大字上ノ河内 から
 大分県宇佐市大字山本 まで

(ロ) 延 長 28.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	から	100	28.3	
大分県宇佐市 大字山本	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内 から 大分県宇佐市 大字山本 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	立体接続	椎田南インターチェンジ
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	平面接続	本線
県道犀川豊前線	福岡県豊前市 大字久路土	立体接続	豊前インターチェンジ
一般国道212号	大分県中津市 三光西秣	立体接続	中津インターチェンジ
一般国道10号 (宇佐別府道路)	大分県宇佐市 大字山本	立体接続	宇佐インターチェンジ
一般国道10号 (宇佐別府道路)	大分県宇佐市 大字山本	平面接続	本線

(4) 工事予算

97, 842 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

113, 913 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 111, 649 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

**(宮崎県日向市大字財光寺から宮崎県児湯郡都農町大字川北まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県日向市大字財光寺 から
 宮崎県児湯郡都農町大字川北 まで

(ロ) 延 長 20.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県日向市 大字財光寺	から	100	20.0	
宮崎県児湯郡 都農町大字川北	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮崎県日向市 大字財光寺 から 宮崎県児湯郡 都農町大字川北 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道327号	宮崎県日向市 大字財光寺	立体接続	日向インターチェンジ
県道都農インター線	宮崎県児湯郡 都農町大字川北	立体接続	都農インターチェンジ

(4) 工事予算

76,250 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 16 日(供用開始)
- 平成 27 年 3 月 30 日(残事業完了)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

83, 349 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 83, 349 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

**(宮崎県児湯郡都農町大字川北から宮崎県児湯郡高鍋町大字上江まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県児湯郡都農町大字川北 から
 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 まで

(ロ) 延 長 12.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県児湯郡 都農町大字川北	から	100	12.9	
宮崎県児湯郡 高鍋町大字上江	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮崎県児湯郡 都農町大字川北 から 宮崎県児湯郡 高鍋町大字上江 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道都農インター線	宮崎県児湯郡 都農町大字川北	平面接続	都農インターチェンジ
県道高鍋インター線	宮崎県児湯郡 高鍋町大字上江	立体接続	高鍋インターチェンジ

(4) 工事予算

27,014 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 24 年 12 月 22 日(供用開始)
- 平成 27 年 3 月 30 日(残事業完了)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21, 537 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 21, 537 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(栗東東JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県栗東市六地蔵

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (栗東水口道路)	滋賀県栗東市 六地蔵	立体接続	栗東東ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 234 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 203 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 141 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(瀬田東JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大江八丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (京滋バイパス)	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東ジャンクション
県道大津能登川長浜線	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東インターチェンジ

(4) 工事予算

10, 128 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	昭和	62 年	3 月	24 日
②工事の完成予定年月日	平成	31 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11, 239 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10, 726 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(京都南JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田田中殿町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道高速道路2号線	京都府京都市 伏見区竹田田中殿町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 132 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 26 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 462 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 405 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(大山崎JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

京都府乙訓郡大山崎町字円明寺

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道171号	京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	立体接続	大山崎インターチェンジ
一般国道478号 (京都縦貫自動車道)	京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	立体接続	大山崎ジャンクション

(4) 工事予算

11, 490 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	5 年	8 月	14 日	
②工事の完成予定年月日	平成	25 年	4 月	21 日	(供用開始)
	平成	26 年	3 月	31 日	(残事業完了)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12, 982 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 12, 982 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道天理吹田線(大和郡山JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

奈良県大和郡山市八条町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈和自動車道)	奈良県大和郡山市 八条町	立体接続	大和郡山ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

23, 938 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	12 年	1 月	18 日
②工事の完成予定年月日	平成	27 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 049 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 25, 400 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道天理吹田線(八尾PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

大阪府八尾市北久宝寺三丁目

(3) 工事予算

5, 513 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 29 日(供用開始)

平成 27 年 3 月 30 日(残事業完了)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 272 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6, 272 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道天理吹田線(門真JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

大阪府門真市大字蔭島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (第二京阪道路)	大阪府門真市 大字蔭島	立体接続	門真ジャンクション

(4) 工事予算

58, 052 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	9 年	9 月	17 日	
②工事の完成年月日	平成	22 年	3 月	20 日	(供用開始)
	平成	25 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

45, 537 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 45, 537 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 43, 431 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道天理吹田線(守口JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

大阪府守口市大日町四丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
府道高速大阪守口線	大阪府守口市 大日町四丁目	立体接続	守口ジャンクション

(4) 工事予算

14, 114 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	20 年	2 月	1 日
②工事の完成予定年月日	平成	26 年	3 月	23 日 (一部供用)
	平成	26 年	7 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

16, 722 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 16, 396 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線

**(大阪府摂津市三島一丁目から大阪府摂津市鶴野二丁目まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府摂津市三島一丁目 から
 大阪府摂津市鶴野二丁目 まで

(ロ) 延 長 1.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府摂津市 三島一丁目	から	80	1.0	
大阪府摂津市 鶴野二丁目	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府摂津市 三島一丁目 から 大阪府摂津市 鶴野二丁目 まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	0.75×2	1.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.00 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)
1.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

3,231 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 35 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 762 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 707 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道松原那智勝浦線(和歌山JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の箇所

和歌山県和歌山市上黒谷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (紀北西道路)	和歌山県和歌山市 上黒谷	立体接続	和歌山ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

10,369 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18 年 | 4 月 | 19 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 28 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11, 783 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11, 261 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

**(和歌山県海南市藤白から和歌山県有田郡有田川町天満まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県海南市藤白 から
 和歌山県有田郡有田川町天満 まで

(ロ) 延 長 9.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県海南市 藤白	から	80	9.8	
和歌山県有田郡 有田川町天満	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県海南市 藤白 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道42号	和歌山県海南市 藤白	立体接続	海南インターチェンジ
県道興加茂郷停車場線	和歌山県海南市 下津町橋本	立体接続	下津インターチェンジ
一般国道42号及び 県道吉備金屋線	和歌山県有田郡 有田川町天満	立体接続	有田インターチェンジ
一般国道42号 (湯浅御坊道路)	和歌山県有田郡 有田川町天満	平面接続	本線

(4) 工事予算

47,855 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日	
②工事の完成予定年月日	平成	22 年	7 月	7 日	(供用開始)
	平成	27 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

50, 546 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 50, 546 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道松原那智勝浦線(南紀田辺IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の箇所

和歌山県田辺市稲成町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道42号 (田辺西バイパス)	和歌山県田辺市 稲成町	立体接続	南紀田辺インターチェンジ
近畿自動車道 松原那智勝浦線	和歌山県田辺市 稲成町	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

1, 822 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10 年	1 月	20 日
②工事の完成予定年月日	平成	28 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 140 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 049 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

**(和歌山県田辺市中芳養から和歌山県田辺市芳養町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県田辺市中芳養 から
 和歌山県田辺市芳養町 まで

(ロ) 延 長 1.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県田辺市 中芳養	から	80	1.2	
和歌山県田辺市 芳養町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県田辺市 中芳養 から 和歌山県田辺市 芳養町 まで	2 車線	一 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

927 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 291 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 245 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道敦賀線(春日JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の箇所

兵庫県丹波市春日町棚原

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道483号 (春日和田山道路)	兵庫県丹波市 春日町棚原	立体接続	春日ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

618 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

852 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 821 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

**(京都府福知山市長田野町三丁目から京都府綾部市有岡町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府福知山市長田野町三丁目 から
 京都府綾部市有岡町 まで

(ロ) 延 長 10.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府福知山市 長田野町三丁目	から	80	10.2	
京都府綾部市 有岡町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府福知山市 長田野町三丁目 から 京都府綾部市 有岡町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

21,067 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

23, 305 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 22, 207 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(京都府綾部市上杉町から京都府舞鶴市字堀まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府綾部市上杉町 から
 京都府舞鶴市字堀 まで

(ロ) 延 長 4.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府綾部市 上杉町	から	80	4.7	
京都府舞鶴市 字堀	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府綾部市 上杉町 から 京都府舞鶴市 字堀 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

11,407 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 155 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 731 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道敦賀線(小浜IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の箇所

福井県小浜市府中

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道小浜インター線	福井県小浜市 府中	立体接続	小浜インターチェンジ

(4) 工事予算

2181 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日
②工事の完成予定年月日	平成	27 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 610 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 506 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中国縦貫自動車道(三次JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

広島県三次市四拾貫町字白鳥

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中国横断自動車道 尾道松江線	広島県三次市 四拾貫町字白鳥	立体接続	三次ジャンクション

(4) 工事予算

2, 756 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	18 年	4 月	19 日
②工事の完成予定年月日	平成	25 年	3 月	29 日 (供用開始)
	平成	27 年	3 月	30 日 (完成予定年月日)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 749 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 749 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中国縦貫自動車道(小郡JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

山口県山口市小郡上郷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道山口宇部線	山口県山口市 小郡上郷	立体接続	小郡ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

926 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	18 年	4 月	19 日
②工事の完成予定年月日	平成	28 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 552 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 505 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**山陽自動車道吹田山口線(瀬戸JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

岡山県岡山市東区瀬戸町塩納

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道佐伯長船線	岡山県岡山市 東区瀬戸町塩納	立体接続	瀬戸ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1, 029 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18 年 | 4 月 | 19 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 28 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 281 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 229 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**山陽自動車道吹田山口線(五日市JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県広島市佐伯区五日市町大字石内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道佐伯1区380号線	広島県広島市 佐伯区五日市町大字石内	平面接続	五日市ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

926 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手(予定)年月日 平成 24 年 5 月 1 日
②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 296 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 249 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線

(岡山県真庭市中原から岡山県真庭市桜西まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岡山県真庭市中原 から
 岡山県真庭市榎西 まで

(ロ) 延 長 3.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岡山県真庭市 中原	から	80	3.5	
岡山県真庭市 榎西	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岡山県真庭市 中原 から 岡山県真庭市 檜西 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

7,213 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成年月日 平成 23 年 12 月 9 日 (供用開始)

平成 24 年 9 月 29 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 768 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 768 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 8, 620 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中国横断自動車道尾道松江線(三刀屋木次IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 尾道松江線

(2) 工事の箇所

島根県雲南市三刀屋町三刀屋

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道三刀屋インター線	島根県雲南市 三刀屋町下熊谷	立体接続	三刀屋木次インターチェンジ
中国横断自動車道 尾道松江線	島根県雲南市 三刀屋町三刀屋	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

877 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	5 年	12 月	4 日	
②工事の完成年月日	平成	24 年	3 月	24 日	(供用開始)
	平成	24 年	9 月	29 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

847 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 847 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 774 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中国横断自動車道尾道松江線(加茂岩倉PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 尾道松江線

(2) 工事の箇所

島根県雲南市加茂町

(3) 工事予算

1, 000 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 16 日(供用開始)

平成 25 年 9 月 30 日(残事業完了)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 364 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 364 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**四国縦貫自動車道(松山IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県松山市井門町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道33号	愛媛県松山市 井門町	立体接続	松山インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 321 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日
②工事の完成予定年月日	平成	26 年	3 月	16 日 (供用開始)
	平成	29 年	3 月	30 日 (残事業完了)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 942 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 942 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**四国横断自動車道阿南四万十線(高知IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の箇所

高知県高知市一宮

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道55号	高知県高知市 一宮	立体接続	高知インターチェンジ

(4) 工事予算

278 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	6 年	1 月	26 日
②工事の完成予定年月日	平成	33 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

615 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額	601 百万円)(消費税込み)
-------------	-----------------

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**四国横断自動車道愛南大洲線(西予宇和IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 愛南大洲線

(2) 工事の箇所

愛媛県西予市宇和町稲生

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国横断自動車道 愛南大洲線	愛媛県西予市宇和町稲生	平面接続	本線(新直轄)
県道宇和野村線	愛媛県西予市宇和町稲生	立体接続	西予宇和インターチェンジ

(4) 工事予算

184 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	5 年	12 月	4 日	
②工事の完成年月日	平成	24 年	3 月	10 日	(供用開始)
	平成	24 年	9 月	29 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

466 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 466 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 419 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**九州縦貫自動車道鹿児島線(嘉島JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道 鹿児島線

(2) 工事の箇所

熊本県上益城郡嘉島町大字井寺

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
九州横断自動車道 延岡線	熊本県上益城郡 嘉島町大字井寺	立体接続	嘉島ジャンクション
九州横断自動車道 延岡線	熊本県上益城郡 益城町大字小池	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

6,962 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	18 年	4 月	19 日
②工事の完成予定年月日	平成	26 年	3 月	22 日 (供用開始)
	平成	28 年	3 月	30 日 (残事業完了)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7, 976 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7, 976 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**九州縦貫自動車道宮崎線(清武JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道 宮崎線

(2) 工事の箇所

宮崎県宮崎市清武町大字今泉

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東九州自動車道	宮崎県宮崎市 清武町大字今泉	立体接続	清武ジャンクション
東九州自動車道	宮崎県宮崎市 清武町大字今泉	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

4, 934 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	18 年	4 月	19 日
②工事の完成予定年月日	平成	25 年	3 月	23 日 (供用開始)
	平成	26 年	1 月	30 日 (残事業完了)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 938 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 5, 938 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**九州横断自動車道長崎大分線(多久IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

佐賀県多久市北多久町大字多久原

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道203号	佐賀県多久市 北多久町大字多久原	立体接続	多久インターチェンジ

(4) 工事予算

599 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	昭和	48 年	9 月	29 日
②工事の完成予定年月日	平成	33 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

912 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 881 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**九州横断自動車道長崎大分線(大分米良IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

大分県大分市大字片島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号	大分県大分市 大字片島	立体接続	大分米良インターチェンジ

(4) 工事予算

776 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	2 年	5 月	15 日
②工事の完成予定年月日	平成	33 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 256 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 216 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東九州自動車道(佐伯IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

大分県佐伯市大字上岡

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道佐伯津久見線	大分県佐伯市 大字上岡	立体接続	佐伯インターチェンジ
東九州自動車道	大分県佐伯市 大字上岡	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

1, 136 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10 年	1 月	20 日
②工事の完成予定年月日	平成	27 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 585 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 529 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東九州自動車道(弥生PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

大分県佐伯市弥生大字床木

(3) 工事予算

1, 458 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 798 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 725 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道1号(第二京阪道路)

**(京都府京田辺市松井樺谷から大阪府門真市大字蕨島まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道1号 (有料道路名:第二京阪道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	京都府京田辺市松井樺谷	から
	大阪府門真市大字蕨島	まで

(ロ) 延 長 19.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府京田辺市 松井樺谷	から	80	19.3	
大阪府門真市 大字蔭島	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
京都府京田辺市 松井樺谷	から	6 車線	6 車線	6車線化
大阪府枚方市 長尾台四丁目	まで			
大阪府枚方市 長尾台四丁目	から	6 車線	6 車線	
大阪府門真市 大字蔭島	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

2.25 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号	京都府京田辺市 松井	立体接続	京田辺松井インターチェンジ
一般国道1号	大阪府枚方市 長尾台三丁目	立体接続	枚方東インターチェンジ
一般国道1号	大阪府枚方市 大字津田	立体接続	枚方学研インターチェンジ
一般国道1号	大阪府交野市 倉治一丁目	立体接続	交野北インターチェンジ
一般国道1号	大阪府枚方市 茄子作南町	立体接続	交野南インターチェンジ
一般国道1号	大阪府寝屋川市 大字寝屋	立体接続	寝屋川北インターチェンジ
一般国道1号	大阪府寝屋川市 讃良西町	立体接続	寝屋川南インターチェンジ
一般国道1号	大阪府門真市 大字三ツ島	立体接続	第二京阪門真インターチェンジ
近畿自動車道 天理吹田線	大阪府門真市 大字蔭島	立体接続	門真ジャンクション

(4) 工事予算

255, 672 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日

イ 京都府京田辺市松井から大阪府枚方市長尾台四丁目まで
平成 15 年 3 月 4 日

ロ 京都府京田辺市松井から京都府京田辺市松井まで
平成 13 年 11 月 12 日

ハ 大阪府枚方市長尾台四丁目から大阪府枚方市長尾台三丁目まで
平成 20 年 11 月 13 日

ニ 大阪府枚方市長尾台三丁目から大阪府枚方市津田東町三丁目まで
平成 19 年 1 月 23 日

ホ 大阪府枚方市津田東町三丁目から大阪府枚方市津田まで
平成 4 年 11 月 25 日

ヘ 大阪府枚方市津田から大阪府交野市青山三丁目まで
平成 21 年 11 月 27 日

ト 大阪府交野市青山三丁目から大阪府交野市私部西三丁目まで
平成 4 年 11 月 25 日

別 紙 1

チ 大阪府交野市私部西三丁目から大阪府交野市私部西五丁目まで
平成 20 年 9 月 22 日

リ 大阪府交野市私部西五丁目から大阪府寝屋川市寝屋南二丁目まで
平成 21 年 3 月 25 日

ヌ 大阪府寝屋川市寝屋南二丁目から大阪府寝屋川市寝屋南一丁目まで
平成 21 年 7 月 3 日

ル 大阪府寝屋川市寝屋南一丁目から大阪府寝屋川市高宮二丁目まで
平成 21 年 12 月 21 日

ヲ 大阪府寝屋川市高宮二丁目から大阪府四条畷市砂まで
平成 21 年 7 月 3 日

ワ 大阪府四条畷市砂から大阪府門真市北巢本まで
平成 21 年 3 月 25 日

カ 大阪府門真市北巢本から大阪府門真市上馬伏まで
平成 21 年 12 月 21 日

コ 大阪府門真市上馬伏から大阪府門真市大字北島まで
平成 20 年 11 月 13 日

タ 大阪府門真市大字北島から大阪府門真市大字蔭島まで
平成 4 年 11 月 25 日

②工事の完成年月日

イ 京都府京田辺市松井樺谷から大阪府枚方市長尾台四丁目まで
平成 15 年 3 月 30 日

ロ 京都府京田辺市松井樺谷から大阪府門真市大字蕨島まで
平成 22 年 3 月 20 日 (供用開始)
平成 25 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

104, 621 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 104, 621 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 103, 291 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道478号(京都縦貫自動車道)

**(京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道478号 (有料道路名:京都縦貫自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府京都市西京区大枝沓掛町 から
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺 まで

(ロ) 延 長 9.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府京都市 西京区大枝沓掛町	から	80	9.8	
京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
京都府京都市 西京区大枝沓掛町	から	4 車線	4 車線	
京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道9号	京都府京都市 西京区大枝沓掛町	立体接続	沓掛インターチェンジ
都市計画道路沓掛上羽線	京都府京都市 西京区大枝西長町	立体接続	大原野インターチェンジ
都市計画道路石見納所線	京都府長岡京市 下海印寺岸ノ下	立体接続	長岡京インターチェンジ
一般国道171号	京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	立体接続	大山崎インターチェンジ・ジャンクション
中央自動車道 西宮線	京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	立体接続	大山崎インターチェンジ・ジャンクション
中央自動車道 西宮線	京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	平面接続	本線

(4) 工事予算

53, 950 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府京都市西京区大枝沓掛町まで
平成 21 年 3 月 18 日

ロ 京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府京都市西京区大枝西長町まで
平成 22 年 3 月 31 日

ハ 京都府京都市西京区大枝西長町から京都府京都市西京区大原野南春日町まで
平成 24 年 11 月 1 日

ニ 京都府京都市西京区大原野北春日町から京都府京都市西京区大原野北春日町まで
平成 24 年 8 月 18 日

ホ 京都府京都市西京区大原野南春日町から京都府京都市西京区大原野南春日町まで
平成 24 年 9 月 12 日

ヘ 京都府京都市西京区大原野南春日町から京都府京都市西京区大原野南春日町まで
平成 24 年 8 月 18 日

ト 京都府京都市西京区大原野南春日町から京都府京都市西京区大原野灰方町まで
平成 24 年 12 月 4 日

別 紙 1

チ 京都府京都市西京区大原野灰方町から京都府京都市西京区大原野灰方町まで
平成 24 年 7 月 4 日

リ 京都府京都市西京区大原野灰方町から京都府京都市西京区大原野石作町まで
平成 24 年 9 月 12 日

ヌ 京都府京都市西京区大原野石作町から京都府長岡京市下海印寺岸ノ下まで
平成 22 年 8 月 23 日

ル 京都府長岡京市下海印寺西条から京都府長岡京市下海印寺菩提寺まで
平成 21 年 11 月 18 日

ヲ 京都府長岡京市下海印寺岸ノ下から京都府長岡京市下海印寺岸ノ下まで
平成 24 年 8 月 18 日

ワ 京都府長岡京市下海印寺岸ノ下から京都府長岡京市下海印寺岸ノ下まで
平成 24 年 12 月 4 日

カ 京都府長岡京市下海印寺岸ノ下から京都府長岡京市調子1丁目まで
平成 24 年 9 月 12 日

コ 京都府長岡京市友岡4丁目から京都府長岡京市調子1丁目まで
平成 24 年 8 月 18 日

タ 京都府長岡京市調子1丁目から京都府長岡京市調子2丁目まで
平成 24 年 11 月 1 日

別 紙 1

レ 京都府長岡京市調子2丁目から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで
平成 24 年 12 月 29 日

ソ 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで
平成 13 年 6 月 7 日

なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

イ 京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで
平成 25 年 4 月 21 日 (供用開始)
平成 27 年 3 月 31 日 (残事業完了)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

56, 596 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 56, 596 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道478号(京都縦貫自動車道)(篠IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道478号 (有料道路名:京都縦貫自動車道)

(2) 工事の箇所

京都府亀岡市篠町篠

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道向谷線及び 市道篠ランプ9号線	京都府亀岡市 篠町篠	立体接続	篠インターチェンジ

(4) 工事予算

530 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	13 年	6 月	7 日
②工事の完成予定年月日	平成	25 年	4 月	21 日 (供用開始)
	平成	25 年	9 月	30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

648 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 648 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

27, 634 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

35, 034 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 (予定)年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
中央自動車道 西宮線	滋賀県東近 江市木村町	県道土山蒲 生近江八幡 線	滋賀県東近 江市木村町	立体接続	平成21年9月18日	平成25年12月22日 (供用開始) 平成26年 9月30日 (残事業完成)	1,902百万円	2,192百万円	—	本線 直結型
近畿自動車道 天理吹田線	奈良県大和 郡山市西町	県道天理斑 鳩線及び県 道大和郡山 広陵線	奈良県大和郡山 市椎木町及び奈 良県生駒郡安堵 町大字岡崎及び 奈良県大和郡山 市池沢町	立体接続	平成21年9月18日	平成26年 3月23日 (供用開始) 平成27年 3月30日 (残事業完成)	2,346百万円	2,612百万円	—	本線 直結型
中国縦貫自動車道	兵庫県姫路 市夢前町	市道置塩13 4号線	兵庫県姫路 市夢前町	立体接続	平成21年9月18日	平成27年9月30日	2,591百万円	3,159百万円	—	本線 直結型
中国横断自動車道 岡山米子線	鳥取県西伯 郡伯耆町大 字岸本	町道岸本福 原線	鳥取県西伯郡 伯耆町大字久 古及び鳥取県 西伯郡伯耆町 大字岸本	立体接続	平成21年9月18日	平成23年 6月30日 (供用開始) 平成23年12月27日 (残事業完成)	233百万円	288百万円	—	大山 PA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県宮若 市下有木	主要地方道 室木下有木 若宮線及び 市道壹町田・ 大谷線	福岡県宮若 市下有木	立体接続	平成21年9月18日	平成23年3月26日 (供用開始) 平成23年6月29日 (残事業完成)	941百万円	1,044百万円	—	本線 直結型
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	町道吉本本 山線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	立体接続	平成21年9月18日	平成26年 3月29日 (供用開始) 平成27年 3月30日 (残事業完成)	1,968百万円	2,371百万円	—	本線 直結型
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県熊本 市北区改寄 町	市道鶴羽田 改寄町第1 号線及び市 道植木町広 住線	熊本県熊本 市北区植木 町石川及び 熊本県熊本 市北区改寄 町	立体接続	平成23年4月23日	平成28年3月31日	2,123百万円	2,556百万円	—	本線 直結型

別 紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 (予定)年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
近畿自動車道 名古屋神戸線	兵庫県宝塚 市玉瀬	市道宝塚北 インター線 (仮称)	兵庫県宝塚 市玉瀬	立体接続	平成24年5月17日	平成31年3月31日	424百万円	455百万円	—	宝塚 SA (仮称)
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県板野 郡松茂町長 岸	町道松茂24 号線	徳島県板野 郡松茂町長 岸	立体接続	平成24年5月17日	平成27年3月31日	620百万円	657百万円	—	松茂 PA (仮称)
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県熊本 市南区域南 町塚原	市道塚原第 3号線(仮 称)及び市道 塚原第4号 線(仮称)	熊本県熊本 市南区域南 町塚原	立体接続	平成24年5月17日	平成28年3月31日	1,377百万円	1,582百万円	—	本線 直結型
九州横断自動車道 長崎大分線	長崎県大村 市木場一丁 目	市道上久原 芋堀手線	長崎県大村 市木場一丁 目	立体接続	平成24年5月17日	平成30年3月31日	2,056百万円	2,826百万円	—	大分方面: 本線直結型 長崎方面: 木場PA
九州横断自動車道 長崎大分線	佐賀県小城 市小城町松 尾	市道高速道 路接続線	佐賀県小城 市小城町松 尾	立体接続	平成24年5月17日	平成30年3月31日	706百万円	1,474百万円	—	小城 PA
東九州自動車道	福岡県行橋 市大字流末	市道東九州自 動車道側道4号 線(仮称)及び 市道東九州自 動車道側道3号 線(仮称)	福岡県行橋 市大字宝山 及び福岡県 行橋市大字 流末	立体接続	平成24年5月17日	平成27年3月31日	378百万円	403百万円	—	行橋 PA (仮称)
東九州自動車道	福岡県築上 郡上毛町大 字下唐原	町道音・穴ヶ 葉山線	福岡県築上 郡上毛町大 字下唐原	立体接続	平成24年5月17日	平成29年3月31日	624百万円	677百万円	—	上毛 PA (仮称)

別 紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ) 工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 (予定)年月日	工事の完成 予定年月日				
近畿自動車道 松原那智勝浦線	和歌山県和歌山市森小手穂	県道と歌山橋本線	和歌山県和歌山市森小手穂	立体接続	平成25年7月12日	平成31年3月31日	3,008百万円	3,753百万円	—	本線直結型
山陽自動車道 吹田山口線	広島県福山市津之郷町大字津之郷	市道津之郷瀬戸幹線	広島県福山市津之郷町大字津之郷	立体接続	平成25年7月12日	平成30年3月31日	817百万円	1,154百万円	—	福山SA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	鹿児島県始良市西餅田	市道サービスエリア線及び市道鍋倉～触田線	鹿児島県始良市西餅田	立体接続	平成25年7月12日	平成30年3月31日	643百万円	1,183百万円	—	桜島SA
九州縦貫自動車道 宮崎線	宮崎県都城市山之口町花木	市道山之口SA南通線及び市道山之口SA北通線	宮崎県都城市山之口町山之口及び花木	立体接続	平成25年7月12日	平成29年3月31日	558百万円	765百万円	—	山之口SA
九州横断自動車道 長崎大分線	大分県由布市湯布院町塚原	市道高速側道11号線及び市道高速側道12号線	大分県由布市湯布院町塚原	立体接続	平成25年7月12日	平成29年3月31日	829百万円	1,296百万円	—	由布岳PA
東九州自動車道	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草	町道門川南インター線	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草	立体接続	平成25年7月12日	平成29年3月31日	1,279百万円	1,593百万円	—	本線直結型
東九州自動車道	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野	県道宮崎須木線	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野及び塚原	立体接続	平成25年7月12日	平成32年3月31日	2,211百万円	2,995百万円	—	本線直結型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中国縦貫自動車道(勝央JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

岡山県美作市上相

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道374号	岡山県美作市 上相	立体接続	勝央ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

747 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	23 年	4 月	23 日
②工事の完成予定年月日	平成	28 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

881 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 859 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

**(徳島県鳴門市撫養町木津から香川県高松市前田東町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県鳴門市撫養町木津 から
香川県高松市前田東町 まで

(ロ) 延 長 51.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	から	第1種第2級	道路構造令
香川県さぬき市 津田町鶴羽	まで		
香川県さぬき市 津田町鶴羽	から	第1種第3級	道路構造令
香川県高松市 前田東町	まで		

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	から	100	36.2	
香川県さぬき市 津田町鶴羽	まで			
香川県さぬき市 津田町鶴羽	から	80	15.6	
香川県高松市 前田東町	まで			

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	から	4 車線	4 車線	4車線化
香川県高松市 前田東町	まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
徳島県鳴門市 撫養町木津 から 香川県さぬき市 津田町鶴羽 まで	土工(掘割)部分	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
	トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 25	3. 00	
香川県さぬき市 津田町鶴羽 から 香川県高松市 前田東町 まで	土工(掘割)部分	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
	トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間		幅 員	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	から	4. 50メートル(土工部)	
香川県さぬき市 津田町鶴羽	まで	4. 50メートル(橋梁部)	
香川県さぬき市 津田町鶴羽	から	3. 00メートル(土工部)	
香川県高松市 前田東町	まで	3. 00メートル(橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

66, 612 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手(予定)年月日 平成 24 年 5 月 1 日
②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

73, 915 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 70, 536 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線

(長崎県長崎市早坂町から長崎県長崎市中里町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長崎県長崎市早坂町 から
長崎県長崎市中里町 まで
(なお、事業着手する区間については長崎県長崎市芒塚町から長崎県長崎市中里町までとする。)

(口) 延 長 11.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県長崎市 早坂町 から 長崎県長崎市 中里町 まで	80	11.3 (8.3)	

※()内は、長崎県長崎市芒塚町から長崎県長崎市中里町までを表す。

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長崎県長崎市 早坂町 から 長崎県長崎市 中里町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

2.00 メートル (土工部)
 — メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

40,000 百万円(消費税込み)

(うち、長崎県長崎市芒塚町から長崎県長崎市中里町までの工事予算 30,368 百万円(消費税込み))

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手(予定)年月日 平成 24 年 5 月 1 日
 ②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

(なお、上記については長崎県長崎市芒塚町から長崎県長崎市中里町までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33, 108 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 31, 566 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については長崎県長崎市芒塚町から長崎県長崎市中里町までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**山陽自動車道宇部下関線(山口県宇部市)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 宇部下関線

(2) 工事の箇所

山口県宇部市善和

(3) 工事予算

506 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	23 年	4 月	23 日	
②工事の完成年月日	平成	24 年	3 月	28 日	(供用開始)
	平成	24 年	9 月	29 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

637 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 637 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 538 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道478号(京都縦貫自動車道)(丹波IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道478号 (有料道路名:京都縦貫自動車道)

(2) 工事の箇所

京都府船井郡京丹波町須知

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道478号 (丹波綾部道路)	京都府船井郡 京丹波町須知	平面接続	本線
一般国道9号	京都府船井郡 京丹波町須知	立体接続	丹波インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

3, 029 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 25 年 2 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 216 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 064 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道42号(湯浅御坊道路)

**(和歌山県御坊市野口から和歌山県有田郡有田川町天満まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道42号 (有料道路名 : 湯浅御坊道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県御坊市野口 から
和歌山県有田郡有田川町天満 まで

(ロ) 延 長 19.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	80	19.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

(4) 工事予算

73, 217 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 25 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 12 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

84, 717 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 80, 955 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	16,786百万円
H 1 9	24,426百万円
H 2 0	25,020百万円
H 2 1	26,890百万円
H 2 2	37,352百万円
H 2 3	37,947百万円
H 2 4	42,569百万円
H 2 5	56,898百万円
H 2 6	103,700百万円
H 2 7	45,183百万円
H 2 8	45,915百万円
H 2 9	46,403百万円
H 3 0	50,120百万円
H 3 1	46,254百万円
H 3 2	44,832百万円
H 3 3	45,029百万円
H 3 4	46,107百万円
H 3 5	46,921百万円
H 3 6	48,003百万円
H 3 7	49,109百万円
H 3 8	49,716百万円
H 3 9	50,702百万円
H 4 0	50,698百万円
H 4 1	51,697百万円
H 4 2	52,395百万円
H 4 3	53,086百万円
H 4 4	53,838百万円
H 4 5	53,505百万円
H 4 6	54,108百万円
H 4 7	54,168百万円
H 4 8	54,520百万円
H 4 9	54,754百万円
H 5 0	54,233百万円
H 5 1	54,520百万円
H 5 2	54,732百万円
H 5 3	54,799百万円
H 5 4	54,522百万円
H 5 5	54,670百万円
H 5 6	54,234百万円
H 5 7	53,325百万円
H 5 8	53,223百万円
H 5 9	53,822百万円
H 6 0	53,123百万円
H 6 1	53,743百万円
H 6 2	21,576百万円

(注1) 平成18年度から平成24年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	58,764百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

(協定第8条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分		うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(499,925百万円) 510,013百万円	(69,628百万円) 74,784百万円	(332,649百万円) 357,283百万円	(107,706百万円) 115,682百万円	(224,943百万円) 241,601百万円
H 1 9	(509,334百万円) 509,334百万円	(76,047百万円) 79,849百万円	(363,317百万円) 381,483百万円	(117,636百万円) 123,517百万円	(245,681百万円) 257,966百万円
H 2 0	(502,022百万円) 485,996百万円	(75,381百万円) 76,489百万円	(360,133百万円) 365,426百万円	(116,605百万円) 118,318百万円	(243,528百万円) 247,108百万円
H 2 1	(399,934百万円) 381,671百万円	(58,960百万円) 61,193百万円	(281,681百万円) 292,353百万円	(91,203百万円) 94,659百万円	(190,478百万円) 197,694百万円
H 2 2	(410,838百万円) 403,375百万円	(61,473百万円) 60,260百万円	(293,688百万円) 287,895百万円	(95,091百万円) 93,215百万円	(198,597百万円) 194,680百万円
H 2 3	(395,853百万円) 410,885百万円	(58,087百万円) 45,466百万円	(277,511百万円) 289,436百万円	(89,853百万円) 78,667百万円	(187,658百万円) 210,769百万円
H 2 4	(395,037百万円) 424,597百万円	(58,201百万円) 47,363百万円	(278,058百万円) 301,509百万円	(90,030百万円) 81,949百万円	(188,028百万円) 219,560百万円
H 2 5	(397,607百万円) 437,766百万円	(35,890百万円) 40,894百万円	(228,473百万円) 260,331百万円	(62,098百万円) 70,757百万円	(166,375百万円) 189,574百万円
H 2 6	488,754百万円	47,865百万円	304,703百万円	82,817百万円	221,886百万円
H 2 7	516,794百万円	58,637百万円	373,281百万円	101,456百万円	271,825百万円
H 2 8	518,551百万円	58,778百万円	374,175百万円	101,699百万円	272,476百万円
H 2 9	533,051百万円	60,526百万円	385,305百万円	104,724百万円	280,581百万円
H 3 0	534,315百万円	60,218百万円	383,343百万円	104,191百万円	279,152百万円
H 3 1	534,335百万円	60,704百万円	386,438百万円	105,032百万円	281,406百万円
H 3 2	531,834百万円	60,566百万円	385,558百万円	104,793百万円	280,765百万円
H 3 3	528,563百万円	60,137百万円	382,828百万円	104,051百万円	278,777百万円
H 3 4	530,665百万円	60,265百万円	383,641百万円	104,272百万円	279,369百万円
H 3 5	537,153百万円	60,972百万円	388,142百万円	105,495百万円	282,647百万円
H 3 6	533,583百万円	60,392百万円	384,452百万円	104,492百万円	279,960百万円
H 3 7	529,517百万円	59,773百万円	380,510百万円	103,421百万円	277,089百万円
H 3 8	526,847百万円	59,368百万円	377,934百万円	102,721百万円	275,213百万円
H 3 9	526,143百万円	59,158百万円	376,593百万円	102,356百万円	274,237百万円
H 4 0	523,558百万円	58,836百万円	374,547百万円	101,800百万円	272,747百万円
H 4 1	522,716百万円	58,607百万円	373,086百万円	101,403百万円	271,683百万円
H 4 2	521,332百万円	58,346百万円	371,429百万円	100,953百万円	270,476百万円
H 4 3	519,540百万円	58,038百万円	369,464百万円	100,419百万円	269,045百万円
H 4 4	513,318百万円	57,169百万円	363,932百万円	98,915百万円	265,017百万円
H 4 5	509,334百万円	56,714百万円	361,036百万円	98,128百万円	262,908百万円
H 4 6	506,455百万円	56,280百万円	358,274百万円	97,377百万円	260,897百万円
H 4 7	504,674百万円	56,047百万円	356,789百万円	96,974百万円	259,815百万円
H 4 8	499,533百万円	55,366百万円	352,455百万円	95,796百万円	256,659百万円
H 4 9	492,641百万円	54,478百万円	346,802百万円	94,259百万円	252,543百万円
H 5 0	485,746百万円	53,684百万円	341,746百万円	92,885百万円	248,861百万円
H 5 1	481,404百万円	53,107百万円	338,074百万円	91,887百万円	246,187百万円
H 5 2	474,918百万円	52,271百万円	332,755百万円	90,441百万円	242,314百万円
H 5 3	471,498百万円	51,837百万円	329,994百万円	89,691百万円	240,303百万円
H 5 4	467,628百万円	51,390百万円	327,143百万円	88,916百万円	238,227百万円
H 5 5	465,429百万円	51,097百万円	325,282百万円	88,410百万円	236,872百万円
H 5 6	459,872百万円	50,459百万円	321,220百万円	87,306百万円	233,914百万円
H 5 7	454,570百万円	49,908百万円	317,710百万円	86,352百万円	231,358百万円
H 5 8	452,428百万円	49,657百万円	316,116百万円	85,919百万円	230,197百万円
H 5 9	451,305百万円	49,443百万円	314,750百万円	85,548百万円	229,202百万円
H 6 0	445,949百万円	48,863百万円	311,057百万円	84,544百万円	226,513百万円
H 6 1	439,651百万円	48,001百万円	305,568百万円	83,052百万円	222,516百万円
H 6 2	103,300百万円	10,094百万円	64,255百万円	17,464百万円	46,791百万円

(注1) 平成18年度から平成24年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成25年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 6 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(643,757百万円) 660,282百万円
H 1 9	(652,624百万円) 655,944百万円
H 2 0	(644,959百万円) 622,483百万円
H 2 1	(547,669百万円) 523,929百万円
H 2 2	(566,717百万円) 553,587百万円
H 2 3	(546,542百万円) 567,040百万円
H 2 4	(549,281百万円) 584,334百万円
H 2 5	(552,462百万円) 598,146百万円
H 2 6	647,514百万円
H 2 7	677,486百万円
H 2 8	679,569百万円
H 2 9	694,823百万円
H 3 0	697,063百万円
H 3 1	698,912百万円
H 3 2	697,827百万円
H 3 3	695,152百万円
H 3 4	695,425百万円
H 3 5	699,845百万円
H 3 6	696,793百万円
H 3 7	696,143百万円
H 3 8	694,868百万円
H 3 9	695,476百万円
H 4 0	692,278百万円
H 4 1	690,971百万円
H 4 2	689,657百万円
H 4 3	686,814百万円
H 4 4	680,243百万円
H 4 5	675,533百万円
H 4 6	670,821百万円
H 4 7	667,922百万円
H 4 8	661,399百万円
H 4 9	656,689百万円
H 5 0	651,979百万円
H 5 1	649,031百万円
H 5 2	642,558百万円
H 5 3	637,848百万円
H 5 4	633,141百万円
H 5 5	630,140百万円
H 5 6	623,720百万円
H 5 7	619,013百万円
H 5 8	614,304百万円
H 5 9	611,252百万円
H 6 0	604,887百万円
H 6 1	600,179百万円
H 6 2	242,031百万円

(注1) 平成18年度から平成24年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成25年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改め、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(協定第11条関連)

(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

①本申請書「1 高速道路の路線名」中(1)から(23)までに定める路線(以下「高速国道」という。))の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間(以下「対距離制区間」という。))は、高速国道のうち、ロの均一制を適用する区間(以下「均一制区間」という。))以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	関門 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	51.2
普通車	24.6	29.52	64.0
中型車	29.52	35.424	76.8
大型車	40.59	48.708	105.6
特大車	67.65	81.18	176.0

ただし、E T Cクレジットカード、E T Cパーソナルカード又はE T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「E T C車」という。))については、平成26年4月1日から平成36年3月31日まで、上表における関門特別区間の料金の額を普通区間の料金の額と同額とする。なお、上記にいう「E T Cシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。))第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「E T Cクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきE T Cカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程(以下「利用規程」という。))第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。))を発行する者から貸与を受けたE T Cカードを、「E T Cパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードを、「E T Cコーポレートカード」は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。))が別に定める約款により(2)②に定める割引の適用に関する契約(以下「コーポレート契約」という。))を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。))を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたE T Cカードをいう(以下同じ。))。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。))。

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関門特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。))。

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。))。

(注4) 上表において「関門特別区間」とあるのは、関門自動車道の下関インターチェンジから門司港インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。))。

B 普通区間のうち、近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間及び沖縄自動車道許田インターチェンジから石川インターチェンジまでの区間の利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	近畿自動車道 松原那智勝浦線 海南インターチェンジから 有田インターチェンジまで	沖縄自動車道 許田インターチェンジから 石川インターチェンジまで
軽自動車等	31.488	16.784
普通車	39.36	20.98
中型車	47.232	25.176
大型車	64.944	34.617
特大車	108.24	57.695

ただし、ETC車については、平成２６年４月１日から平成３６年３月３１日まで、上表における近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間の料金の額を、Aの普通区間の料金の額と同額とする。

C １００キロメートルを超える区間の利用に対しては、１００キロメートルを超え、２００キロメートルまでの部分について２５パーセント、２００キロメートルを超える部分について３０パーセントの割引を行う。

ロ) 利用１回に対して課する固定額部分

利用１回に対して課する料金の額は、１５０円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添３のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道１号及び４７８号（京滋バイパス（以下「京滋バイパス」という。））、一般国道１号（第二京阪道路）（以下「第二京阪道路」という。））、一般国道２号（広島岩国道路）（以下「広島岩国道路」という。））、一般国道１０号（椎田道路）（以下「椎田道路」という。））、一般国道１０号（宇佐別府道路）（以下「宇佐別府道路」という。））、一般国道１０号（隼人道路）（以下「隼人道路」という。））、一般国道１１号（高松東道路）（以下「高松東道路」という。））、一般国道４２号（湯浅御坊道路）（以下「湯浅御坊道路」という。））又は本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

C 周回走行が可能な区間（以下「ループ」という。）を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を合算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
１００以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
１００を超え、２００以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
２００を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間 (n1)、関門特別区間 (n2) 又は (ロ)イ) Bに定める区間 (n3) のキロ程 (単位：キロメートル)

R : (ロ) イ) Bに定める区間を除く普通区間1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

R' n : 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)又は(ロ) イ) Bに定める区間(n3)の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

ハ) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税(以下「消費税」という。)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ) に定める方法により算出した額に消費税の税率とその率に地方消費税の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値(以下「消費税率」という。)を乗じた額(以下、「消費税率を乗じた額」という。)を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ニ) 料金の額の特例

A 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間(別添4の(B)に掲げる額(単位: 円)に金額の記載がない車種を除く。以下同じ。)の料金の額は、イ) からハ) の規定にかかわらず、別添4の(B)に掲げる額(単位: 円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。この措置による額が、当該車種に比して普通区間の1キロメートル当たりの料金の額が小さい車種(以下「下位車種」という。)の同一区間における料金の額を下回る場合は、下位車種の料金の額をこの措置による額と同額とする。

B (四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日から適用する。)

津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の料金の額は、イ) からハ) の規定にかかわらず、次表の額(単位: 円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
津田東インターチェンジから 津田寒川インターチェンジまで	142.858	190.477	190.477	285.715	476.191
津田東インターチェンジから 志度インターチェンジまで	238.096	285.715	333.334	476.191	809.524
津田東インターチェンジから さぬき三木インターチェンジまで	380.953	428.572	523.810	714.286	1238.096
津田東インターチェンジから 高松東インターチェンジまで	428.572	523.810	619.048	857.143	1428.572
津田寒川インターチェンジから 志度インターチェンジまで	95.239	142.858	142.858	190.477	333.334
津田寒川インターチェンジから さぬき三木インターチェンジまで	238.096	285.715	333.334	428.572	761.905
津田寒川インターチェンジから 高松東インターチェンジまで	285.715	333.334	428.572	571.429	952.381
志度インターチェンジから さぬき三木インターチェンジまで	142.858	142.858	190.477	238.096	428.572
志度インターチェンジから 高松東インターチェンジまで	190.477	238.096	285.715	380.953	666.667

ホ) 料金算出方法の特例

A (四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日から適用する。)

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ) により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ) からハ) に定める方法により算出した額とニ) Bに定める当該相互間の料金の額との合計額とする。

B 山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジを通り、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道30号早島インターチェンジから坂出インターチェンジ又は坂出北インターチェンジまでの区間を連続して通行する場合の山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間(ただし、四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道阿南四万十線の各インターチェンジから山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間を除く。)の料金の額は、

ロ) からニ) 及びAに定める方法により算出した四国横断自動車道阿南四万十線善通寺インターチェンジまでの区間の料金の額を上限とする。

- C 江津道路の江津インターチェンジ又は江津西インターチェンジから浜田ジャンクションまでの区間を連続して通行する場合の中国横断自動車道広島浜田線の浜田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間の料金の額は、普通車については、(ロ) イ) Aの普通区間1キロメートル当たりの料金の額により、当該区間に別添5の江津道路の江津インターチェンジから浜田ジャンクションまでのキロ程を加算したキロ程に基づき(ハ) ロ) 及びハ) により算出された額から②チに定める江津道路の江津インターチェンジから浜田ジャンクションまでの料金の額を減じた額とし、その他の車種については、この額に(ロ) イ) Aの普通区間の1キロメートル当たりの各車種毎の料金の額の普通車の額に対する比率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

ロ 均一制区間の料金の額

均一制区間は次表のとおりとし、1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

路線名	料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
近畿自動車道 天理吹田線	天理インターチェンジから 香芝インターチェンジまで	291.263	388.350	388.350	533.981	873.787
	香芝インターチェンジから 松原インターチェンジ又は 長原インターチェンジまで	291.263	388.350	388.350	533.981	873.787
	松原インターチェンジから 吹田インターチェンジまで	388.350	485.437	485.437	728.156	1,116.505
近畿自動車道 松原那智勝浦線	長原インターチェンジから 岸和田和泉インターチェンジまで	388.350	485.437	485.437	728.156	1,116.505

②本申請書「1 高速道路の路線名」中(24)から(46)までに定める路線(以下「一般有料道路」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 京滋バイパスにおける各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

									久御山淀
								久御山	95.239
						久御山 ジャンクション	—	—	95.239
					巨椋	—	—	—	—
				宇治西	95.239	142.858	—	—	190.477
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	142.858	190.477	285.715	333.334	—	—	380.953
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	142.858	—	333.334	428.572	476.191	523.810	—	619.048
瀬田東	—	238.096	—	428.572	476.191	571.429	619.048	—	666.667

普通車

									久御山淀
								久御山	95. 239
							久御山 ジャンクション	—	95. 239
						巨椋	—	—	—
				宇治西	95. 239	142. 858	—	—	238. 096
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	190. 477	285. 715	333. 334	380. 953	—	—	523. 810
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	190. 477	—	428. 572	523. 810	571. 429	619. 048	—	761. 905
瀬田東	—	285. 715	—	523. 810	619. 048	666. 667	761. 905	—	857. 143

中型車

									久御山淀
								久御山	95. 239
							久御山 ジャンクション	—	142. 858
						巨椋	—	—	—
				宇治西	95. 239	142. 858	—	—	285. 715
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	238. 096	333. 334	380. 953	476. 191	—	—	619. 048
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	190. 477	—	523. 810	619. 048	714. 286	761. 905	—	904. 762
瀬田東	—	333. 334	—	619. 048	761. 905	809. 524	904. 762	—	1, 047. 620

大型車

									久御山淀
								久御山	142. 858
							久御山 ジャンクション	—	190. 477
						巨椋	—	—	—
				宇治西	142. 858	238. 096	—	—	428. 572
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	285. 715	428. 572	571. 429	666. 667	—	—	857. 143
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	285. 715	—	714. 286	857. 143	952. 381	1, 047. 620	—	1, 238. 096
瀬田東	—	476. 191	—	904. 762	1, 000. 000	1, 142. 858	1, 238. 096	—	1, 428. 572

特大車

									久御山淀
								久御山	238.096
						久御山 ジャンクション	—		285.715
					巨椋	—	—		—
				宇治西	190.477	380.953	—		666.667
			宇治東	—	—	—	—		—
		笠取	523.810	714.286	904.762	1,095.239	—		1,380.953
	南郷	—	—	—	—	—	—		—
	石山	476.191	—	1,190.477	1,380.953	1,571.429	1,761.905	—	2,047.620
瀬田東	—	761.905	—	1,476.191	1,714.286	1,904.762	2,047.620	—	2,380.953

ロ 第二京阪道路における各区间及び各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

A 区間
軽自動車等

								京田辺松井
						八幡 ジャンクション	13.920	
					八幡東	—	—	
				久御山南	142.858	190.477	190.477	
		久御山 ジャンクション	—	190.477	238.096	238.096		
	巨椋池	142.858	—	190.477	285.715	285.715		
起点	—	190.477	—	238.096	333.334	333.334		

普通車

								京田辺松井
						八幡 ジャンクション	17.320	
					八幡東	—	—	
				久御山南	142.858	238.096	238.096	
		久御山 ジャンクション	—	190.477	285.715	285.715		
	巨椋池	142.858	—	238.096	333.334	333.334		
起点	—	190.477	—	285.715	380.953	380.953		

中型車

						京田辺松井
					八幡 ジャンクション	20.800
				八幡東	—	—
			久御山南	142.858	238.096	285.715
		久御山 ジャンクション	—	238.096	333.334	380.953
	巨椋池	142.858	—	285.715	380.953	428.572
起点	—	190.477	—	333.334	428.572	476.191

大型車

						京田辺松井
					八幡 ジャンクション	28.520
				八幡東	—	—
			久御山南	142.858	333.334	333.334
		久御山 ジャンクション	—	285.715	476.191	523.810
	巨椋池	142.858	—	380.953	571.429	571.429
起点	—	238.096	—	476.191	619.048	666.667

特大車

						京田辺松井
					八幡 ジャンクション	48.000
				八幡東	—	—
			久御山南	190.477	523.810	571.429
		久御山 ジャンクション	—	476.191	809.524	857.143
	巨椋池	190.477	—	619.048	904.762	952.381
起点	—	333.334	—	761.905	952.381	1,095.239

B 区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
333.334	428.572	476.191	666.667	1,142.858

C 区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
333.334	428.572	523.810	714.286	1,190.477

(注) A区間とは、京都市伏見区向島大黒（起点）から京田辺市松井までの区間を、B区間とは、京田辺市松井から交野市星田北までの区間を、C区間とは、交野市星田北から門真市大字蔦島まで

の区間をいう。

ハ 一般国道２号（第二神明道路）（以下「第二神明道路」という。）における各区間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

車 種 区間名	普通車	大型車	特大車
東側区間	190.477	285.715	666.667
西側区間	100.000	150.000	349.515

（注１）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－３の自動車の車種区分をいう。

（注２）上表の東側区間とは、神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間を、西側区間とは、神戸市西区伊川谷町別府から明石市魚住町清水までの区間をいう。

（注３）神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間のいずれかの区間または両区間と阪神高速道路株式会社が管理する兵庫県道高速北神戸線のうち神戸市西区伊川谷町潤和から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間及び阪神高速道路株式会社が管理する神戸市道高速道路湾岸線のうち神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市垂水区名谷町字前田までの区間のいずれかの区間または両区間とを連続して通行する場合における料金の額は、兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線の料金の額を含め、東側区間の通行１回あたりの料金の額とする。

ニ 広島岩国道路における各インターチェンジ等相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車

				大竹ジャンクション
			大竹	50.000
		大野	339.806	388.350
		廿日市ジャンクション	350.000	679.612
廿日市	100.000	350.000	679.612	728.156

大型車

				大竹ジャンクション
			大竹	100.000
		大野	485.437	582.525
		廿日市ジャンクション	500.000	970.874
廿日市	150.000	500.000	970.874	1,067.962

特大車

				大竹ジャンクション
			大竹	200.000
		大野	1,165.049	1,359.224
		廿日市ジャンクション	1,200.000	2,330.098
廿日市	350.000	1,200.000	2,330.098	2,524.272

ただし、平成26年4月1日から平成36年3月31日までの間において、ETC車については、次表のとおりとする。

普通車

				大竹ジャンクション
			大竹	17.220
		大野	238.096	221.400
		廿日市ジャンクション	115.620	319.800
廿日市	61.500	238.096	476.191	398.520

大型車

				大竹ジャンクション
			大竹	28.413
		大野	333.334	365.310
		廿日市ジャンクション	190.773	527.670
廿日市	101.475	333.334	666.667	657.558

特大車

				大竹ジャンクション
			大竹	47.355
		大野	711.495	608.850
		廿日市ジャンクション	317.955	879.450
廿日市	169.125	637.080	1,198.575	1,095.930

(注) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1～3の自動車の車種区分をいう。

ホ 一般国道3号（南九州西回り自動車道（八代日奈久道路））（以下「八代日奈久道路」という。）における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		日奈久
		八代南
八代ジャンクション	190.477	285.715

普通車

		日奈久
		八代南
八代ジャンクション	190.477	380.953

中型車

		日奈久
		八代南
八代ジャンクション	238.096	476.191

大型車

		日奈久
		八代南
八代ジャンクション	333.334	619.048

特大車

		日奈久
	八代南	476.191
八代ジャンクション	571.429	1,047.620

へ 一般国道3号（南九州西回り自動車道（市来～鹿児島西））（以下「鹿児島道路」という。）における各区間及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

市来インターチェンジから伊集院インターチェンジまでの区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
238.096	285.715	380.953	476.191	809.524

伊集院インターチェンジから鹿児島西インターチェンジまでの区間

軽自動車等

		鹿児島西
	松元	142.858
伊集院	95.239	231.482

普通車

		鹿児島西
	松元	142.858
伊集院	142.858	277.778

中型車

		鹿児島西
	松元	190.477
伊集院	142.858	333.334

大型車

		鹿児島西
	松元	238.096
伊集院	238.096	476.191

特大車

		鹿児島西
	松元	428.572
伊集院	380.953	809.524

ト 一般国道9号（安来道路）（以下「安来道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		東出雲
	安来	333.334
米子西	190.477	476.191

普通車

		東出雲
	安来	428.572
米子西	190.477	619.048

中型車

		東出雲
	安来	476.191
米子西	285.715	761.905

大型車

		東出雲
	安来	666.667
米子西	333.334	1,000.000

特大車

		東出雲
	安来	1,142.858
米子西	571.429	1,714.286

チ 江津道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

			浜田ジャンクション
		浜田東	95.239
	江津西	142.858	238.096
江津	142.858	285.715	380.953

普通車

			浜田ジャンクション
		浜田東	95.239
	江津西	190.477	285.715
江津	190.477	380.953	476.191

中型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	142.858
	江津西	238.096	380.953
江津	190.477	428.572	571.429

大型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	190.477
	江津西	333.334	523.810
江津	285.715	619.048	809.524

特大車

			浜田ジャンクション
		浜田東	333.334
	江津西	523.810	857.143
江津	476.191	1,000.000	1,333.334

リ 椎田道路における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車	大型車	特大車
388.350	582.525	1,359.224

ただし、東九州自動車道と接続する日以降の各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車

			椎田南
		椎田	95.239
	築城	190.477	285.715
みやこ豊津	95.239	285.715	388.350

大型車

			椎田南
		椎田	142.858
	築城	285.715	428.572
みやこ豊津	142.858	428.572	582.525

特大車

			椎田南
		椎田	333.334
	築城	666.667	1,000.000
みやこ豊津	333.334	1,000.000	1,359.224

（注）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1－3の自動車の車種区分をいう。

ヌ 宇佐別府道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

				速見
			大分農業文化公園	142.858
		安心院	142.858	291.263
	院内	145.632	285.715	436.894
宇佐	—	242.719	380.953	533.981

普通車

				速見
			大分農業文化公園	190.477
		安心院	190.477	388.350
	院内	145.632	333.334	533.981
宇佐	—	291.263	476.191	679.612

中型車

				速見
			大分農業文化公園	238.096
		安心院	238.096	485.437
	院内	194.175	428.572	631.068
宇佐	—	339.806	571.429	825.243

大型車

				速見
			大分農業文化公園	333.334
		安心院	333.334	631.068
	院内	242.719	571.429	873.787
宇佐	—	485.437	809.524	1,116.505

特大車

				速見
			大分農業文化公園	523.810
		安心院	523.810	1,067.962
	院内	436.894	952.381	1,504.855
宇佐	—	825.243	1,333.334	1,893.204

ル 一般国道１０号（日出バイパス）（以下「日出バイパス」という。）における１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
238.096	285.715	333.334	476.191	809.524

ワ 一般国道１０号（延岡南道路）（以下「延岡南道路」という。）における１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車	大型車	特大車
242.719	388.350	873.787

（注）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－３の自動車の車種区分をいう。

ワ 隼人道路における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		加治木
	隼人西	97.088
隼人東	97.088	194.175

普通車

		加治木
	隼人西	145.632
隼人東	145.632	242.719

中型車

		加治木
	隼人西	145.632
隼人東	145.632	242.719

大型車

		加治木
	隼人西	194.175
隼人東	194.175	388.350

特大車

		加治木
	隼人西	339.806
隼人東	339.806	679.612

カ 高松東道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

				終点
			さぬき三木	—
		志度	142.858	190.477
	津田寒川	95.239	238.096	285.715
津田東	142.858	238.096	380.953	428.572

普通車

				終点
			さぬき三木	—
		志度	142.858	238.096
	津田寒川	142.858	285.715	333.334
津田東	190.477	285.715	428.572	523.810

中型車

				終点
			さぬき三木	—
		志度	190.477	285.715
	津田寒川	142.858	333.334	428.572
津田東	190.477	333.334	523.810	619.048

大型車

				終点
				さぬき三木
				—
		志度	238.096	380.953
		津田寒川	190.477	428.572
津田東	285.715	476.191	714.286	857.143

特大車

				終点
				さぬき三木
				—
		志度	428.572	666.667
		津田寒川	333.334	761.905
津田東	476.191	809.524	1,238.096	1,428.572

(注) 終点とは香川県木田郡三木町池戸をいう。

ヨ 一般国道24号（京奈和自動車道（京奈道路））（以下「京奈道路」という。）における各区間及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

城陽インターチェンジから山田川インターチェンジまでの区間
軽自動車等

			精華学研・山田川
			精華下狛
			145.632
		田辺西	145.632
城陽・田辺北	145.632	291.263	436.894

普通車

			精華学研・山田川
			精華下狛
			194.175
		田辺西	194.175
城陽・田辺北	194.175	388.350	582.525

中型車

			精華学研・山田川
			精華下狛
			194.175
		田辺西	194.175
城陽・田辺北	194.175	388.350	582.525

大型車

			精華学研・山田川
			精華下狛
			291.263
		田辺西	291.263
城陽・田辺北	291.263	582.525	873.787

特大車

			精華学研・山田川
			精華下狛
			533.981
		田辺西	533.981
城陽・田辺北	533.981	1,067.962	1,601.942

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
城陽インターチェンジから 田辺北インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	285.715	10.000
精華学研インターチェンジから 山田川インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	291.263	—

山田川インターチェンジから木津インターチェンジまでの区間

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
山田川インターチェンジから 木津インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	291.263	—

(注) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」及び「軽車両等」とあるのは、それぞれ別添 1－2 の自動車の車種区分をいう。

タ 一般国道 34 号（長崎バイパス）（以下「長崎バイパス」という。）における各区間の 1 回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行った後の額とする。

区間	軽自動車等	普通車	大型車	特大車
A 区間	145.632	252.428	398.059	895.239
B 区間	97.088	145.632	203.884	495.146

(注 1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添 1－4 の自動車の車種区分をいう。

(注 2) A 区間とは、長崎県諫早市多良見町市布（起点）から長崎市川平町（川平インターチェンジ）までの区間を、B 区間とは、長崎市川平町（川平インターチェンジ）から長崎市西山町 4 丁目（終点）までの区間をいう。

レ 湯浅御坊道路における各インターチェンジ相互間の 1 回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

					有田
					有田南
					湯浅
					広川
					広川南
					川辺
					御坊
					—
				48.544	97.088
			—	145.632	145.632
		142.858	—	238.096	285.715
	—	242.719	—	339.806	388.350
95.239	—	339.806	—	485.437	485.437

普通車

					有田南	有田
				湯浅	97.088	145.632
		広川	—	—	145.632	194.175
	広川南	142.858	—	—	285.715	333.334
川辺	—	291.263	—	—	436.894	485.437
御坊	142.858	—	436.894	—	582.525	631.068

中型車

					有田南	有田
				湯浅	97.088	145.632
		広川	—	—	194.175	242.719
	広川南	190.477	—	—	380.953	428.572
川辺	—	339.806	—	—	533.981	582.525
御坊	190.477	—	533.981	—	728.156	776.700

大型車

					有田南	有田
				湯浅	145.632	194.175
		広川	—	—	291.263	339.806
	広川南	238.096	—	—	523.810	571.429
川辺	—	436.894	—	—	728.156	776.700
御坊	238.096	—	679.612	—	970.874	1,019.418

特大車

					有田南	有田
				湯浅	242.719	339.806
		広川	—	—	485.437	582.525
	広川南	380.953	—	—	857.143	952.381
川辺	—	776.700	—	—	1,213.593	1,310.680
御坊	380.953	—	1,165.049	—	1,650.486	1,747.573

ソ 一般国道196号（今治・小松自動車道（今治小松道路））（以下「今治小松道路」という。）における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

			終点
		いよ小松北	—
	東予丹原	95.239	95.239
今治湯ノ浦	190.477	285.715	285.715

普通車

			終点
			いよ小松北
			—
			95. 239
今治湯ノ浦	285. 715	333. 334	380. 953

中型車

			終点
			いよ小松北
			—
			142. 858
今治湯ノ浦	333. 334	428. 572	476. 191

大型車

			終点
			いよ小松北
			—
			190. 477
今治湯ノ浦	428. 572	571. 429	619. 048

特大車

			終点
			いよ小松北
			—
			333. 334
今治湯ノ浦	714. 286	952. 381	1, 047. 620

(注) 終点とは愛媛県西条市小松町妙口をいう。

ツ 一般国道４７８号（京都縦貫自動車道）（以下「京都縦貫自動車道」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

大山崎インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間
軽自動車等

					亀岡・大井・千代川
					篠
					194. 175
					388. 350
					—
					619. 048
大山崎	95. 239	238. 096	—	476. 191	666. 667

普通車

					亀岡・大井・千代川
					篠
					242. 719
					485. 437
					—
					761. 905
大山崎	95. 239	285. 715	—	571. 429	809. 524

中型車

					亀岡・大井・千代川
				篠	291. 263
			沓掛	291. 263	582. 525
		大原野	－	－	－
	長岡京	285. 715	－	619. 048	904. 762
大山崎	95. 239	333. 334	－	666. 667	952. 381

大型車

					亀岡・大井・千代川
				篠	388. 350
			沓掛	388. 350	776. 700
		大原野	－	－	－
	長岡京	380. 953	－	857. 143	1, 238. 096
大山崎	142. 858	476. 191	－	952. 381	1, 333. 334

特大車

					亀岡・大井・千代川
				篠	679. 612
			沓掛	679. 612	1, 359. 224
		大原野	－	－	－
	長岡京	666. 667	－	1, 476. 191	2, 142. 858
大山崎	285. 715	809. 524	－	1, 571. 429	2, 238. 096

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
亀岡インターチェンジから千代川インターチェンジまで	145. 632	194. 175	242. 719	339. 806	533. 981
大井インターチェンジから千代川インターチェンジまで	145. 632	194. 175	242. 719	339. 806	533. 981
千代川インターチェンジから八木東インターチェンジまで	194. 175	242. 719	291. 263	388. 350	679. 612

千代川インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間

軽自動車等

		園部・丹波
	八木西	－
千代川・八木中	194. 175	388. 350

普通車

		園部・丹波
	八木西	－
千代川・八木中	242. 719	485. 437

中型車

		園部・丹波
	八木西	－
千代川・八木中	291. 263	582. 525

大型車

		園部・丹波
	八木西	－
千代川・八木中	388. 350	776. 700

特大車

		園部・丹波
	八木西	－
千代川・八木中	679. 612	1, 359. 224

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千代川インターチェンジから 八木東インターチェンジまで	194. 175	242. 719	291. 263	388. 350	679. 612
園部インターチェンジから 丹波インターチェンジまで	145. 632	194. 175	242. 719	339. 806	533. 981

ネ 一般国道４８１号（関西国際空港連絡橋）（以下「関西国際空港連絡橋」という。）における１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
571. 429	761. 905	952. 381	1, 238. 096	2, 095. 239

（注）１回の通行とは、泉佐野市りんくう往来北から泉佐野市泉州空港北まで及び泉佐野市泉州空港北から泉佐野市りんくう往来北までの通行をいう。

ナ 一般国道４９７号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））（以下「武雄佐世保道路」という。）における各区間及び各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

武雄南インターチェンジから波佐見有田インターチェンジまでの区間

普通車	大型車	特大車
398. 059	600. 000	1, 390. 477

波佐見有田インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジまでの区間

普通車

		佐世保大塔
	佐世保三川内	200. 000
波佐見有田	200. 000	400. 000

大型車

		佐世保大塔
	佐世保三川内	300. 971
波佐見有田	300. 971	601. 942

特大車

		佐世保大塔
	佐世保三川内	695. 239
波佐見有田	695. 239	1, 390. 477

(注) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添 1－3 の自動車の車種区分をいう。

ラ 一般国道 4 9 7 号（西九州自動車道（佐世保道路））（以下「佐世保道路」という。）における 1 回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、1 0 円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
95. 239	142. 858	190. 477	238. 096	380. 953

③消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

- イ 対距離制区間の消費税率を乗じた額が 1 0, 0 0 0 円を超える場合は、①イ（ハ）ハ）の規定にかかわらず、消費税率を乗じた額を 1 0 0 円未満切り捨てにより、1 0 0 円単位の端数処理を行った額を適用する。
- ロ 別添 4 の（A）に掲げるインターチェンジ相互間、均一制区間及び一般有料道路のうち、平成 2 6 年 3 月 3 1 日以前に供用されている区間について、①イ（ハ）ニ）、①ロ又は②に定める方法により算出した料金の額と、平成 2 6 年 3 月 3 1 日時点の料金の額（以下「従前の額」という。）との差額が 2 0 円以上となる場合には、従前の額を 1. 0 5 で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、1 0 円単位の端数処理を行った額を適用する。

④料金算定の特例

イ 複数経路の場合

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2 倍を超える経路を走行した場合には、走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とし、2 倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比は、別添 3 及び別添 5 に定めるキロ程により算出するものとする。

ロ 周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

$$(A + P) \times C$$

(注) 上記式において、A、P、C は、それぞれ次の値を表すものとする。

A：①イ（ハ）イ）C のキロ程に基づき、①及び③に定める方法により算出した額（単位：円）

P：ループ内に介在する京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、椎田道路、宇佐別府道路、隼人道路又は高松東道路の料金の額（単位：円）

C：周回走行回数

⑤料金調整

イ 通行止めに伴う料金調整

対距離制区間及び別添 6 のうち A 及び C に掲げる高速道路において、最初に流入したインターチェンジを A インターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジを B インターチ

ェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをCインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する（料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。以下同じ。）。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

ただし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D' インターチェンジ」という。）にて流出を行う場合は、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

（注1）上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD' はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

AD：AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

BD：BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

CD：CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

AD'：AインターチェンジからD' インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

BD'：BインターチェンジからD' インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

CD'：CインターチェンジからD' インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

（注2） $AD - (BD - CD) - AB$ による料金調整において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

ロ 集中工事等に伴う料金調整

高速国道及び一般有料道路の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第6号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。

(2) 割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率等

(イ) ポイントの付与

料金の額10円毎に1ポイントを西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1, 000ポイント	500円分
3, 000ポイント	2, 500円分
5, 000ポイント	5, 000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

(ニ) 経過措置

平成26年3月31日以前に付与されたポイントのうち、平成26年4月1日時点で保有する有効期間内のポイントの累計数に、ポイントの累計数の7倍のポイントを別途付与する。また、平成26年3月31日以前の走行に対して平成26年4月1日以降に付与するポイントに、当該ポイントの7倍のポイントを別途付与する。

②大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

高速国道について、コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

(ロ) 契約単位割引

高速国道について、コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

③ ETC前納割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

④ 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、高速国道及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間、均一制区間の各区間又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑤ 平日朝夕割引

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間の通行を除く。）し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間、鹿児島道路、京奈道路、長崎バイパス、京都縦貫自動車道、関西国際空港連絡橋、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合。
近畿自動車道敦賀線と京都縦貫自動車道を、近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクション（近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクションと京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の京丹波わちインターチェンジ（京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間の一部が供用した場合は、当該区間の端末のインターチェンジ。）を連続して通行する場合に限る。）と京都縦貫自動車道の丹波インターチェンジを経由し連続して通行する場合（京都府道路公社が管理する丹波綾部道路のうち京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。
山陽自動車道吹田山口線と中国縦貫自動車道を山陽自動車道吹田山口線の尾道東インターチェンジと中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジを経由し連続して通行する場

合。
中国縦貫自動車道と中国横断自動車道尾道松江線を中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジから中国横断自動車道尾道松江線三刀屋木次インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
山陽自動車道吹田山口線と一般国道31号（広島呉道路）（以下「広島呉道路」という。）を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道広島浜田線と広島呉道路を、中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
広島岩国道路と広島呉道路を、広島岩国道路の廿日市インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道岡山米子線と安来道路を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道尾道松江線と安来道路を、中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと安来道路の東出雲インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
四国縦貫自動車道と四国横断自動車道愛南大洲線を、四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道愛南大洲線の大洲北只インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
九州縦貫自動車道鹿児島線と鹿児島道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと鹿児島道路の鹿児島西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
九州縦貫自動車道鹿児島線と椎田道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の小倉東インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。
東九州自動車道と椎田道路を、東九州自動車道の行橋インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。
椎田道路と宇佐別府道路を、宇佐別府道路の宇佐インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。
東九州自動車道と延岡南道路を、東九州自動車道の佐伯インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
京滋バイパスと京奈道路を、京滋バイパスの巨椋インターチェンジ又は久御山インターチェンジと京奈道路の城陽インターチェンジを経由し連続して通行する場合。（近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用する日の前日までに限る。）
第二京阪道路と京奈道路を、第二京阪道路の八幡東インターチェンジと京奈道路の田辺北インターチェンジ又は第二京阪道路の枚方東インターチェンジと京奈道路の田辺西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。（近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用する日の前日までに限る。）

ロ 割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（2会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）並びに普通区間及び関門特別区間のキロ程と別添6のうちAに掲げる各高速道路のキロ程（以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添5に定める一般有料道路等のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が4回以下の場合を除く。

（イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じ算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部

又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出) することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

100-W (単位：パーセント)

(注) 上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出) することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100$ (単位：パーセント)

(注) 上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'1：関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'2：別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程 (単位：キロメートル)

W：月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位：キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L：四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'1：関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'2：大都市近郊区間のキロ程 (単位：キロメートル)

P：別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)①イ(ハ)ニ)Bに定める料金の額 (単位：円)

P'：別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額 (単位：円)

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

R'1：関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

W：月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

0。

t：消費税率

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位：キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d：(ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値

L：四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'1：関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'2：大都市近郊区間のキロ程(単位：キロメートル)

P：別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)①イ(ハ)ニ)Bに定める料金の額(単位：円)

P'：別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額(単位：円)

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'1：関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

t：消費税率

⑥平日朝夕割引(コーポレート契約)

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行(大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間の通行を除く。)し、平日の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引(2会社及び西日本高速道路株式会社が定める者が適用する本割引を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、⑤イの表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数(2会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数(コーポレート契約)」という。)及び平日朝夕割引適用区間のキロ程等に応じて、次のとおり、算出する。

(イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じ算出(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区

間の別に算出)することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

100-W (単位: パーセント)

(注) 上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W : 月間適用回数(コーポレート契約)が1回から4回までの場合は0。月間適用回数(コーポレート契約)が5回から9回までの場合は30。月間適用回数(コーポレート契約)が10回以上の場合は50。

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出)することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100$ (単位: パーセント)

(注) 上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2: 別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程 (単位: キロメートル)

W: 月間適用回数(コーポレート契約)が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数(コーポレート契約)が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数(コーポレート契約)が10回以上の場合は50。

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a: 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位: キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L: 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位: キロメートル)

P: 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)①イ(ハ)ニ)Bに定める料金の額(単位: 円)

P': 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額(単位: 円)

R: 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

R'1: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

W: 月間適用回数(コーポレート契約)が1回から4回までの場合は0。月間適用回数

(コーポレート契約) が5回から9回までの場合は30。月間適用回数(コーポレート契約) が10回以上の場合は50。

t : 消費税率

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値

L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)①イ(ハ)ニ)Bに定める料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 消費税率

ハ その他

本割引は、西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。

⑦休日割引

イ 割引をする自動車

休日(1月2日及び1月3日を含む。)及び平成26年4月28日に高速国道又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行(対距離制区間のうち沖縄自動車道、大都市近郊区間のみの通行及び均一制区間の通行を除く。)するETC車のうち、軽自動車等又は普通車(広島岩国道路、延岡南道路及び東九州自動車道と接続する日以降の椎田道路においては、別添1-1に掲げるイからへに該当する自動車とする。))。

ロ 割引率等

(イ) 普通区間等

割引率は30パーセント(平成26年4月1日から平成26年6月30日までの割引率は50パーセント)とし、対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)及び別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ロ)を適用する場合は除く。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)及び別添6のうちA又はBに掲げる各高速道路の別に算出(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出)することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行

うこととする。

(ロ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

対距離区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - W \div 100) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - W \div 100) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 L 、 $L' 1$ 、 $L' 2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R' 1$ 、 $R' 2$ 、 W 及び t は、それぞれ次の値を表すものとする。

a ：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

L ：四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

$L' 1$ ：関門特別区間又は（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

$L' 2$ ：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P ：別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は（1）①イ（ハ）ニ）Bに定める料金の額（単位：円）

P' ：別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R ：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

$R' 1$ ：関門特別区間又は（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

$R' 2$ ：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W ：30（ただし、平成26年4月1日から平成26年6月30日までは50）

t ：消費税率

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

⑧近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引

イ 割引をする自動車

第二京阪道路のB区間又はC区間と近畿自動車道天理吹田線の門真ジャンクションから東大阪ジャンクション又は守口ジャンクションまでの区間及び阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪東大阪線又は大阪府道高速大阪守口線を連続して通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は50パーセントとし、近畿自動車道天理吹田線の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで本割引を適用する。

⑨近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引

イ 割引をする自動車

大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの間を連続して通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は50パーセントとし、近畿自動車道松原那智勝浦線の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで本割引を適用する。

⑩第二京阪道路連続利用割引

イ 割引をする自動車

第二京阪道路の起点、巨椋池インターチェンジ、久御山南インターチェンジ、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ又は久御山淀インターチェンジと第二京阪道路のC区間までの相互間を連続して通行するETC車。

ロ 割引額

(1) ②ロの巨椋池インターチェンジとC区間の相互間の料金の額から、(1) ①により算出された中央自動車道西宮線の京都南インターチェンジと吹田インターチェンジ相互間の料金の額を減じた額とする。

ただし、第二京阪道路の起点と第二京阪道路のC区間の相互間については、上記により算出された額から、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額を減じた額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
95.239	95.239	95.239	142.858	285.715

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで本割引を適用する。

⑪中央自動車道西宮線、近畿自動車道天理吹田線、京滋バイパス及び第二京阪道路ネットワーク利用割引(以下「ネットワーク割引」という。)

イ 割引をする自動車

中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと近畿自動車道天理吹田線の各インターチェンジ相互間を、第二京阪道路を利用し連続して通行するETC車。

ロ 割引適用後の料金の額

中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと第二京阪道路の門真ジャンクション間の料金の額を中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ間の料金の額と同額にする。

ただし、第二京阪道路の起点、巨椋池インターチェンジ、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ又は久御山淀インターチェンジと第二京阪道路の門真ジャンクション間を相互に連続して通行する場合について、本割引を適用する場合の料金の額が第二京阪道路連続利用割引を適用する場合の料金の額に比べて高い場合、中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ間の料金の額を第二京阪道路連続利用割引を適用した場合の料金の額と同額とする。

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで本割引を適用する。

⑫第二京阪道路特定区間利用割引

イ 割引をする自動車

イ) 枚方東インターチェンジを通行するETC車。

ロ) 第二京阪道路のB区間又はC区間の交野南インターチェンジと第二京阪道路のC区間の寝屋川北インターチェンジ相互間を通行するETC車。

ロ 割引適用後の料金の額

本割引は、次表の(A)に掲げる区間に適用するものとし、本割引適用後の料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

	(A)	(B)				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
イ)	B区間の料金	190.477	190.477	238.096	285.715	380.953
ロ)	C区間の料金	171.255	176.568	211.882	291.338	485.562

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで本割引を適用する。

⑬南阪奈道路、南阪奈有料道路及び近畿自動車道松原那智勝浦線と併せて利用する場合のETC連続利用割引（以下「ETC連続利用割引」という。）

イ 割引をする自動車

南阪奈道路の羽曳野東インターチェンジから終点インターチェンジまでの区間において流入し、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を全線利用し、かつ、近畿自動車道松原那智勝浦線美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの全区間を連続して通行するETC車。

なお、当該ETC連続利用割引については、上記の自動車について、南阪奈道路及び南阪奈有料道路において同様のETC連続利用割引の適用を受けている場合に限る。

ロ 割引率

通行区分	割引率
羽曳野東インターチェンジにおいて流出入した場合	約7パーセント
太子インターチェンジにおいて流出入した場合	約10パーセント
葛城インターチェンジ又は終点において流出入した場合	20パーセント

⑭沖縄自動車道特別割引

イ 割引をする自動車

沖縄自動車道を通行する全自動車（駐留軍公用車両を除く。）。

ロ 割引率等

割引率は35.5パーセントとし、沖縄自動車道の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで本割引を適用する。

⑮障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車はE T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑩乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1－1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、コーポレート契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

⑪乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために第二神明道路、安来道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路又は佐世保道路を通行する別添1－1、別添1－3又は別添1－4に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑫通学割引

イ 割引をする車両

京奈道路において、別添1－2に掲げる自転車のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に在学するものが、通学のために通行するもの。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑬割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から⑭（ただし、⑤及び⑥を除く）に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ⑤と①、③、④、⑦、⑪又は⑬から⑮までの割引相互間における重複適用関係

（イ）⑤と①、③、⑪、⑬又は⑮は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑪、⑬又は⑮については、⑪、⑬又は⑮の割引適用後に、⑤の割引を適用する。

（ロ）⑤と④、⑦又は⑮の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤は適用しないものとする。

ニ ⑥と②、④、⑦、⑪、⑬から⑮まで又は⑯の割引相互間における重複適用関係

（イ）⑥と⑪、⑬又は⑮は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑪、⑬又は⑮の割引適用後に、⑥の割引を適用する。

（ロ）⑥と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：⑥の割引前の料金の額

B：月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合における、⑥ロの（イ）から（ハ）で算出した料金の額

（ハ）⑥と⑩の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引適用後に、⑩の割引を適用する。

（ニ）⑥と④、⑦の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引は適用しないものとする。

⑳企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

（３）高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

（４）西日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

対距離制区間と他の会社が管理する高速自動車国道（均一制区間を除く。）を連続して通行する場合の料金の額は、（１）①イ（ハ）イ）Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

（５）その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に届け出るものとする。

２．料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月27日までとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のものと及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として西日本高速道路株式会社が認めたものと及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大型車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のものと及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として西日本高速道路株式会社が認めたものと及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
軽車両等	レ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車
	ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	ツ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大型車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	ヨ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ又はルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものと被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ及びルに該当するものを除く。）
	カ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ヨ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）

大都市近郊区間

路 線 名	区 間
中央自動車道 西宮線	大津インターチェンジから 西宮インターチェンジまで
近畿自動車道 名古屋神戸線	宇治田原インターチェンジから 川西インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジから 西宮北インターチェンジまで

別添 3 インターチェンジ相互間のキロ程 (単位: キロメートル)

中央自動車道西宮線（八日市・西宮間）

														西宮																													
														豊中		7.0																											
														吹田		4.8		11.8																									
														茨木		9.6		14.4		21.4																							
														高槻第二		3.2		12.8		17.6		24.6																					
														久御山淀		7.7		10.9		20.5		25.3		32.3																			
														シャングション		11.7		19.4		22.6		32.2		37.0		44.0																	
														大山崎		3.3		8.4		16.1		19.3		28.9		33.7		40.7															
														京都南		7.8		11.1		16.2		23.9		27.1		36.7		41.5		48.5													
																9.9		17.7		21.0		26.1		33.8		37.0		46.6		51.4		58.4											
														大津		3.3		13.2		21.0		24.3		29.4		37.1		40.3		49.9		54.7		61.7									
														京都東		6.3		9.6		19.5		27.3		30.6		35.7		43.4		46.6		56.2		61.0		68.0							
														瀬田西・		4.0		10.3		13.6		23.5		31.3		34.6		39.7		47.4		50.6		60.2		65.0		72.0					
														草津		6.1		10.1		16.4		19.7		29.6		37.4		40.7		45.8		53.5		56.7		66.3		71.1		78.1			
														栗東		1.2		7.3		11.3		17.6		20.9		30.8		38.6		41.9		47.0		54.7		57.9		67.5		72.3		79.3	
														シャングション		11.0		17.1		21.1		27.4		30.7		40.6		48.4		51.7		56.8		64.5		67.7		77.3		82.1		89.1	
														東栗湖南		17.0		23.1		27.1		33.4		36.7		46.6		54.4		57.7		62.8		70.5		73.7		83.3		88.1		95.1	
														竜王		23.7		29.8		33.8		40.1		43.4		53.3		61.1		64.4		69.5		77.2		80.4		90.0		94.8		101.8	
														蒲生		6.7		12.7																									
														スマート																													

近畿自動車道名古屋神戸線（甲賀土山・神戸ジャンクション間、草津ジャンクション・大津ジャンクション間、高槻第一ジャンクション・高槻第二ジャンクション間）

[illegible]

				信楽	宇治田原	
			草津	大津		
		草津	田上	ジヤンクシヨ	11.6	18.1
				2.4	14.0	20.5
		ジヤンクシヨ	1.2	3.6		
栗東	6.1	7.3				
瀬田東・瀬田西	4.0	5.2				

				大山崎	茨木
			高槻第二 ジャンクション	8.4	7.7
		高槻	1.1	9.5	8.9
	高槻第一 ジャンクション	1.4	2.5		
八幡	10.7	12.1			
茨木北	9.9	11.3			

近畿自動車道松原那智勝浦線（岸和田和泉・有田間、御坊・南紀田辺間）

建設自動車運送業加算補助額（千円）和泉・岸和田・御坊・南紀田辺間										
岸和田 和泉	貝塚	泉南・ 阪南	和歌山 北	和歌山	和歌山 スマート	海南東 ・海南	下津	有田		南紀田辺
								—		
								—		
								—		
								—		
9.1	22.2	30.6	35.4	37.3	41.3	50.3	51.9	59.1	5.8	
御坊・ 御坊南	印南	みなべ	11.6	17.4	27.2	9.8	21.4	27.2		

近畿自動車道敦賀線（吉川ジャンクション・小浜間）

[illegible]

中国縦貫自動車道（中国吹田・下関間）

中国 吹田 茨木	中国池田・ 中国豊中	宝塚	西宮山口	西宮北	神戸 三田	吉川	ひょうご 東条	滝野社	加西	福崎	夢前 スマート	山崎	山崎 ジ'ヤンクシヨシ	佐用 スマート	佐用東	佐用	作東	美作	勝央 ジ'ヤンクシヨシ	津山	院庄	落合 ジ'ヤンクシヨシ	落合	北房 ジ'ヤンクシヨシ	北房	大佐 スマート	新見	東城	庄原	三次東	三次	
																														17.0	12.0	5.0
																														47.2	42.2	72.0
																														72.0	67.0	84.3
																														100.2	95.2	102.8
																														118.7	113.7	102.8
																														132.5	127.5	132.5
																														151.8	146.8	151.8
																														174.4	169.4	174.4
																														194.0	189.0	194.0
207.7	202.7	207.7																														
214.4	209.4	214.4																														
224.5	219.5	224.5																														
234.2	229.2	234.2																														
246.0	241.0	246.0																														
249.9	244.9	249.9																														
256.9	251.9	256.9																														
262.0	257.0	262.0																														
263.8	258.8	263.8																														
277.0	272.0	277.0																														
284.2	279.2	284.2																														
288.6	283.6	288.6																														
293.6	288.6	293.6																														

[illegible]

山陽自動車道吹田山口線（神戸ジャンクション・廿日市ジャンクション間、大竹ジャンクション・山口ジャンクション間）

[illegible]

中国横断自動車道尾道松江線（三刀屋木次・松江玉造間）

中国横断自動車道広島浜田線（広島ジャンクション・広島北間、千代田ジャンクション・浜田間）

玄島北間、千代田ジャンクション・浜田間)

山陰自動車道鳥取益田線（宍道ジャンクション・出雲間）

	斐川	出雲
		13.6
三刀屋 木次	15.2	
宍道	6.2	

九州縦貫自動車道鹿児島線（門司・鹿児島間）

[illegible]

九州縦貫自動車道宮崎線（えびの・宮崎間）

[illegible]

							宮崎
						清武南	7.3
				山之口SA	田野	7.4	12.5
			都城	スマート	16.1	23.5	28.6
		高原		5.0	21.1	28.5	33.6
	小林		20.4	25.4	41.5	48.9	54.0
えびの		10.6	31.0	36.0	52.1	59.5	64.6
	17.9	28.5	48.9	53.9	70.0	77.4	82.5

九州横断自動車道長崎大分線（長崎・大分米良間）

[illegible][illegible]

東九州自動車道（北九州ジャンクション・みやこ豊津間、椎田南・宇佐間、大分米良・佐伯間、門川・清武ジャンクション間、末吉財部・隼人東間）

[illegible]

関西国際空港線（泉佐野ジャンクション・りんくう間）

		泉佐野・ りんくう —
貝塚	6.9	12.9
泉南・ 阪南	7.4	13.4

関門自動車道（下関・門司間）

		門司
	門司港	
下関		—
	4.3	9.4

沖縄自動車道（許田・那覇間）

[illegible]

別添 4

中央自動車道西宮線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
八日市から竜王まで	-	-	476.191	-	-
竜王から栗東まで	333.334	-	-	-	-
栗東から瀬田東・瀬田西まで	285.715	333.334	333.334	-	-
瀬田東・瀬田西から大津まで	238.096	-	285.715	380.953	-
瀬田東・瀬田西から京都東まで	-	-	428.572	-	-
大津から京都東まで	-	-	238.096	285.715	-
大津から京都南まで	-	-	571.429	-	-
京都東から京都南まで	-	-	476.191	-	-
茨木から吹田まで	-	-	238.096	-	380.953
豊中から尼崎まで	238.096	-	285.715	333.334	-
尼崎から西宮まで	285.715	-	333.334	-	-
吹田から豊中まで	333.334	-	428.572	-	-

中央自動車道西宮線と中国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
茨木から中国豊中・中国池田まで	-	476.191	-	-	-

近畿自動車道敦賀線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
福知山から綾部まで	-	380.953	428.572	-	-
三田西から丹南篠山口まで	476.191	-	-	-	-
綾部から舞鶴西まで	-	428.572	-	-	-

近畿自動車道松原那智勝浦線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
和歌山から海南東・海南まで	380.953	-	-	-	-
貝塚から泉南・阪南まで	380.953	-	-	-	-

中国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
中国豊中・中国池田から宝塚まで	285.715	333.334	333.334	476.191	-
宝塚から西宮北まで	-	-	571.429	-	-
西宮北から神戸三田まで	238.096	285.715	285.715	-	-
西宮北からひょうご東条まで	476.191	-	-	-	-
神戸三田から三田西まで	-	-	333.334	-	-
吉川から三田西まで	-	-	333.334	428.572	-
吉川からひょうご東条まで	-	-	238.096	-	-
吉川から滝野社まで	428.572	-	-	-	-
美作から津山まで	333.334	-	-	-	-
津山から院庄まで	-	380.953	428.572	-	-
千代田から大朝まで	-	476.191	-	-	-
山口から小郡まで	-	-	476.191	-	-
小郡から美祢まで	476.191	-	-	-	-
小月から下関まで	428.572	-	-	-	-
中国吹田から中国豊中・中国池田まで	333.334	-	-	-	-

山陽自動車道吹田山口線と近畿自動車道敦賀線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
神戸北から三田西まで	428.572	-	-	-	-

山陽自動車道吹田山口線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
山陽姫路西から龍野まで	-	285.715	-	-	-
山陽姫路西から備前まで	-	-	1,190.477	-	-
龍野西から赤穂まで	-	476.191	476.191	-	-
赤穂から備前まで	-	380.953	428.572	-	-
備前から和気まで	-	-	428.572	-	-
岡山から倉敷まで	428.572	-	-	-	-
倉敷から早島まで	-	-	285.715	333.334	-
玉島から笠岡まで	476.191	-	-	-	-
鴨方から笠岡まで	285.715	-	333.334	-	-
福山西から尾道まで	238.096	-	-	-	-
本郷から河内まで	285.715	-	-	-	-
西条から志和まで	333.334	-	-	-	-
志和から広島東まで	-	380.953	428.572	-	-
広島東から広島まで	238.096	-	285.715	380.953	-
広島から五日市まで	-	380.953	428.572	-	-
五日市から廿日市まで	-	476.191	-	-	-
早島から岡山総社まで	-	428.572	-	-	-
江府から溝口まで	285.715	-	-	-	-
湯原から蒜山まで	476.191	-	-	-	-
久世から湯原まで	-	428.572	-	-	-
大竹から岩国まで	285.715	333.334	333.334	-	-
徳山東から徳山西まで	476.191	-	-	-	-
徳山西から防府東・防府西まで	-	-	476.191	-	-
防府東・防府西から山口南まで	-	-	428.572	-	-
神戸北から三木東まで	428.572	-	-	-	-

四国横断自動車道阿南四万十線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
さぬき豊中から大野原まで	285.715	333.334	-	-	-
善通寺からさぬき豊中まで	-	476.191	-	-	-

四国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三島川之江から土居まで	285.715	333.334	428.572	571.429	-
土居から新居浜まで	380.953	-	-	-	-
いよ西条からいよ小松まで	428.572	-	-	-	-
川内から松山まで	-	-	476.191	-	-
藍住から土成まで	380.953	-	-	-	-

関門自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
下関から門司港まで	285.715	333.334	333.334	571.429	-

九州縦貫自動車道鹿児島線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新門司から小倉南まで	428.572	-	-	-	-
小倉東から小倉南まで	238.096	285.715	285.715	-	-
小倉東から八幡まで	476.191	-	-	-	-
小倉南から八幡まで	333.334	-	-	-	-
若宮から古賀まで	-	428.572	476.191	-	-
古賀から福岡まで	333.334	380.953	428.572	-	-
久留米から八女まで	380.953	-	-	-	-
久留米から筑後小郡まで	-	476.191	-	-	-
久留米から鳥栖まで	333.334	380.953	428.572	-	-
菊水から植木まで	333.334	-	428.572	-	-
熊本から御船まで	-	-	476.191	-	-
御船から松橋まで	-	-	476.191	-	-
門司から小倉東まで	380.953	-	-	-	-
始良から鹿児島北まで	-	-	619.048	-	-
始良から鹿児島まで	-	-	619.048	-	-
薩摩吉田から鹿児島まで	238.096	285.715	285.715	428.572	619.048
栗野から横川まで	238.096	238.096	238.096	285.715	476.191
横川から溝辺鹿児島空港まで	-	-	476.191	-	-
溝辺鹿児島空港から加治木まで	-	-	333.334	-	-
加治木から始良まで	285.715	333.334	333.334	476.191	-
始良から薩摩吉田まで	285.715	333.334	333.334	-	-
薩摩吉田から鹿児島北まで	238.096	285.715	285.715	428.572	619.048
鹿児島北から鹿児島まで	-	-	238.096	285.715	-

九州縦貫自動車道鹿児島線と九州縦貫自動車道宮崎線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
溝辺鹿児島空港から小林まで	-	-	1,571.429	-	-
栗野から田野まで	-	-	2,380.953	3,428.572	-
栗野から都城まで	-	-	1,714.286	2,476.191	4,142.858
栗野から高原まで	-	-	1,190.477	1,714.286	-
横川から高原まで	-	-	1,380.953	1,952.381	-
栗野から小林まで	-	-	952.381	1,285.715	-
横川から田野まで	-	-	2,571.429	-	-
横川から都城まで	-	-	1,904.762	2,714.286	4,619.048
横川から小林まで	-	-	1,142.858	-	-
溝辺鹿児島空港から田野まで	-	-	3,047.620	-	-
溝辺鹿児島空港から都城まで	-	-	2,333.334	3,333.334	-
溝辺鹿児島空港から高原まで	-	-	1,809.524	-	-
加治木から田野まで	-	-	3,238.096	-	-
加治木から都城まで	-	-	2,571.429	-	-
加治木から高原まで	-	-	2,095.239	-	-
加治木から小林まで	-	-	1,809.524	-	-
始良から田野まで	-	-	3,428.572	-	-
始良から都城まで	-	-	2,904.762	-	-
始良から高原まで	-	-	2,333.334	-	-
薩摩吉田から都城まで	-	-	3,095.239	-	-
鹿児島北から田野まで	-	-	3,857.143	-	-
鹿児島北から都城まで	-	-	3,333.334	-	-
鹿児島から田野まで	-	-	3,857.143	-	-
鹿児島から都城まで	-	-	3,333.334	-	-

栗野から宮崎まで	-	-	2,761.905	-	-
横川から宮崎まで	-	-	2,952.381	-	-
溝辺鹿児島空港から宮崎まで	-	-	3,333.334	-	-
加治木から宮崎まで	-	-	3,523.810	-	-
始良から宮崎まで	-	-	3,714.286	-	-
薩摩吉田から宮崎まで	-	-	3,904.762	-	-
鹿児島北から宮崎まで	-	-	4,142.858	-	-
鹿児島から宮崎まで	-	-	4,142.858	-	-

九州縦貫自動車道鹿児島線と東九州自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
溝辺鹿児島空港から隼人東まで	-	-	333.334	-	-
始良から隼人東まで	285.715	333.334	333.334	476.191	-

九州横断自動車道長崎大分線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
九重から湯布院まで	-	428.572	-	-	-
朝倉から杷木まで	-	333.334	-	-	-
甘木から朝倉まで	-	-	333.334	-	-
筑後小郡から甘木まで	238.096	-	285.715	333.334	-
鳥栖から甘木まで	-	-	476.191	-	-
鳥栖から筑後小郡まで	238.096	-	285.715	333.334	-
東脊振から鳥栖まで	-	-	476.191	-	-
武雄北方から多久まで	333.334	-	-	-	-
嬉野から武雄北方まで	428.572	-	-	-	-
嬉野から武雄南まで	-	-	-	-	428.572
東そのぎから武雄南まで	-	476.191	-	-	-
諫早から大村まで	333.334	-	428.572	-	-
長崎多良見から諫早まで	-	238.096	238.096	285.715	-
別府から速見まで	-	380.953	428.572	-	-

九州縦貫自動車道宮崎線と九州縦貫自動車道鹿児島線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
えびのから横川まで	-	-	714.286	-	-
えびのから栗野まで	428.572	476.191	476.191	761.905	-

九州縦貫自動車道宮崎線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高原から都城まで	-	-	714.286	952.381	-
小林から宮崎まで	-	-	2,000.000	-	-
小林から田野まで	-	-	1,619.048	-	-
田野から宮崎まで	-	428.572	476.191	-	-
小林から都城まで	-	-	1,000.000	1,333.334	2,190.477
小林から高原まで	285.715	333.334	333.334	-	-
えびのから宮崎まで	-	-	2,523.810	-	-
えびのから田野まで	-	-	2,095.239	2,952.381	-
えびのから都城まで	-	-	1,428.572	2,000.000	3,428.572
えびのから高原まで	-	-	952.381	-	-
えびのから小林まで	476.191	-	619.048	-	-

東九州自動車道と九州縦貫自動車道宮崎線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
隼人東から宮崎まで	-	-	3,523.810	-	-
隼人東から田野まで	-	-	3,238.096	-	-
隼人東から都城まで	-	-	2,571.429	-	-
隼人東から高原まで	-	-	2,095.239	-	-
隼人東から小林まで	-	-	1,809.524	-	-

沖縄自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
許田から金武まで	-	476.191	476.191	666.667	-
許田から石川まで	-	-	714.286	1000.000	-
宜野座から金武まで	238.096	238.096	238.096	333.334	-
宜野座から石川まで	-	476.191	476.191	666.667	-
金武から石川まで	238.096	238.096	238.096	333.334	-
金武から沖縄北まで	428.572	-	571.429	-	-
屋嘉から石川まで	-	-	190.477	-	-
屋嘉から沖縄北まで	333.334	-	428.572	-	-
石川から沖縄北まで	285.715	333.334	333.334	-	-
石川から沖縄南まで	-	-	476.191	-	-
沖縄北から北中城まで	333.334	-	-	-	-
沖縄南から北中城まで	238.096	-	285.715	333.334	-
沖縄南から西原まで	-	-	476.191	-	-
沖縄南から那覇まで	476.191	-	-	-	-
北中城から西原まで	238.096	-	285.715	380.953	-
北中城から那覇まで	-	-	476.191	-	-
西原から那覇まで	-	-	-	333.334	-
許田から宜野座まで	238.096	238.096	238.096	333.334	-

別添 5 一般有料道路等のキロ程（単位：キロメートル）

一般国道1号及び478号（京滋バイパス）

								久御山		久御山淀
										2.4
										3.1
										—
						巨棕		久御山ジャンクション		—
										—
										—
										—
				宇治西		1.9		3.6		—
										—
										—
										—
		笠取		宇治東		—		—		—
										—
										—
										—
		石山		南郷		—		—		—
										—
										—
										—
瀬田東		—		4.9		—		11.9		—
										—
										—
										—
		7.9		—		14.9		17.2		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		—
										—
										—
										—
		—		7.9		—		14.9		

兵庫県道路公社が管理する道路（播但連絡道路）

														朝来		和田山
														生野北第二	—	12.1
														—	—	—
														0.5	5.5	17.6
														生野北第一	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—
														—	—	—

別添 6

A	一般国道 2 号（広島岩国道路）
	一般国道 3 号（南九州西回り自動車道（八代日奈久道路））
	一般国道 9 号（江津道路）
	一般国道 10 号（椎田道路）（東九州自動車道と接続する日以降とする。）
	一般国道 10 号（宇佐別府道路）
	一般国道 10 号（日出バイパス）
	一般国道 10 号（延岡南道路）
	一般国道 10 号（隼人道路）
	一般国道 11 号（高松東道路）
	一般国道 42 号（湯浅御坊道路）
	一般国道 196 号（今治・小松自動車道（今治小松道路））
	一般国道 478 号（京都縦貫自動車道）のうち大山崎インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間
	一般国道 478 号（京都縦貫自動車道）のうち千代川インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間（京都府道路公社が管理する丹波綾部道路と接続する日以降とする。）
B	一般国道 3 号（南九州西回り自動車道（市来～鹿児島西））
	一般国道 9 号（安来道路）
	一般国道 10 号（椎田道路）（東九州自動車道と接続する日の前日までとする。）
	一般国道 24 号（京奈和自動車道（京奈道路））
	一般国道 34 号（長崎バイパス）
	一般国道 478 号（京都縦貫自動車道）のうち千代川インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間（京都府道路公社が管理する丹波綾部道路と接続する日の前日までとする。）
	一般国道 481 号（関西国際空港連絡橋）
	一般国道 497 号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））
	一般国道 497 号（西九州自動車道（佐世保道路））
C	一般国道 1 号及び 478 号（京滋バイパス）
	一般国道 1 号（第二京阪道路）のうち A 区間及び B 区間
D	一般国道 1 号（第二京阪道路）のうち C 区間

割引相互間の重複適用関係

	マイレージ													
大口	×	大口												
前納	×	×	前納											
深夜	○	○	○	深夜										
休日	○	○	○	×	休日									
近乗	○	○	○	○	×	近乗								
阪連	○	○	○	○	×	×	阪連							
京阪連	○	○	○	○	×	×	×	京阪連						
ネット	○	○	○	○	○	×	×	×	ネット					
京阪特	○	○	○	○	×	×	×	×	×	京阪特				
三線	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	三線			
沖特	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	沖特		
障割	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	障割	
路バス	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	路バス

(1) 重複適用の有無

(注) 「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「休日」、「近乗」、「阪連」、「京阪連」、「ネット」、「京阪特」、「三線」、「沖特」、「障割」及び「路バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、休日割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、第二京阪道路特定区間利用割引、E T C連続利用割引、沖縄自動車道特別割引、障害者割引及び乗合型自動車（定期路線）割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、第二京阪道路特定区間利用割引、E T C連続利用割引、沖縄自動車道特別割引
2	深夜割引、休日割引
3	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引
4	マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 6 年 3 月 1 4 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 石 塚 由 成